

第13回平成19年12月与謝野町定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成19年12月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時27分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。早速はじめさせていただきたいと思えます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思えます。

昨日、12月12日に引き続きまして、一般質問を続行します。

それではまず、6番、家城功議員の一般質問を許します。

6番、家城功議員。

6番(家城 功) 皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をします。

質問に入ります前に、9月議会におきまして、私は、交通安全をテーマに一般質問をさせていただきました。交通安全は被害者にとっても加害者にとっても、一生大きな傷が残り、絶対にあってはならない、そういった思いで質問させていただきましたが、その数日後、隣の京丹後市において、高龍中学校の女子生徒が通学途中にトラックにはねられ、2名の方が亡くられるという事故が発生しました。この女子生徒はヘルメットもきちんと着用し、一列で走行し、全く落ち度はなかったのに、運転手の一方的な不注意だけで駅伝大会を明日に控え、夢と規模を胸いっぱい抱いていた若いとうい命が一瞬にして奪われてしまいました。ご本人にとっても、家族、また友達、そして子を持つ私たち親として非常に悔しく残念で仕方がありません。今後、こういった悲しい惨状をなくすためにも、私たちに課せられた責任と役割を再度見直し、今後につきましても、交通安全を訴えていきたいと考えております。まず、亡くなられましたお二人のご冥福をお祈りいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。今回は事前通告をいたしておりますように、消防関係と、自転車道について町長にお伺いいたします。昨年3月に合併し、早1年9か月が経過しました。新町になってから、当長の火災発生件数は建物火災や車両、その他の火災大小合わせて22件と、その数は決して少なくなく、これから冬にかけて、火の元の確認は一層の注意が必要ではないでしょうか。一瞬にして財産が奪われ、けがや火傷を負ったり、時には命にかかわる惨事につながることもあり、日ごろから確認をきちっとし油断をせず、火の用心を心がけることは、私たち一人ひとりの責務だと思います。

また、火災同様自然災害も一度発生したらとどまることもなく、大きな爪跡を残すことも多く、台風23号での惨事は記憶に新しいところであります。そういった火災や災害から日々、まちの安心、安全のために第一線でご活躍いただいておりますのが、小池団長以下与謝野町消防団の皆さんでございます。まずもって小池団長以下、与謝野町消防団員の皆さんにおかれましては、日々、火災や災害からまちを守るの使命のもと、厳しい訓練や防火啓発活動、また火災、災害発生時には、消火活動や、支援活動など、お仕事や家庭も犠牲にして、与謝野町のためにご尽力をいただき、一町民としてこの場をおかりいたしまして、感謝申し上げます。

現在、与謝野町消防団員数は当町条例の定数383名に対し、367名でございます。新規に

入団される方の勧誘は、各分団の方が主にお願いをされているのが現状だそうです。最近では、地場産業の織物業の衰退もあり、自営業の方の割合は非常に低く、若い方は、お勤めの方も多く、新規での加入はなかなか困難で、団だけで取り組むものにも限界がきているとお聞きしております。この団員の勧誘の件も含めます消防関係につきましては、6月議会で一般質問におきまして、総務常任委員長の赤松議員から消防団協力事業表示制度の導入、消防施設、機材等の整備、手当など、行政として支援や協力のできることの推進にかんして質問され、町長も団員の方が安心して活動に専念できるよう、方策を検討するとお答えいただいております。できるだけ早く方策を立てられ、協力体制を強化を進めていただきますようお願いいたします。

さて、昨年6月の議会で浪江議員の提案により、AED自動体外式除細動機が公共の施設に整備されております。このAEDは、ご存じのとおり、心臓が痙攣し血液を流すポンプ機能を失った状態、いわゆる心室細動になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムを戻すための医療機器であります。現在では各自治区でも自主的に公民館に設置する検討がなされたりと、結果、いろいろな場所で目にすることが多くなりました。このAEDが火災や災害の現場で使用しなければならない状況は低いかもしれませんが、全くないとは言い切れません。この装置は携帯式のものもあり、現在、当町には常設型のものが公共の施設に設置されているだけで、携帯式のAEDはどこにも配置していないとお聞きしております。火災や災害の現場において、第一線で活躍いただいているのは消防団員の方ですし、消防患部の方とご相談の上、万が一に備え、各分団にも配置すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、配置をする、しないは別として、この装置を使用するには、講習を受けることが義務付けられ、正しい使い方と判断が求められます。現在、町職員の方や、多くの町民の方、またPTAの方などが講習を受けられ使用できる方も多くおられますが、いざという現場において、一人でも多くの消防団員の方が講習を受けられ使用できるようにし、人命を守る準備をしていくことが大切ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、自転車道についてお聞きいたします。この自転車道につきましては、加悦道の駅から現在石田地区まで、旧加悦鉄道の線路等を活用し、主として観光を目的に京都府の設置、管理で整備されており、将来的には天の橋立や、宮津方面にも延長される予定とお聞きしております。観光目的の道路であるわけですが、朝夕には、散歩やジョギングをされる町民の方も多く、また、中高生の通学にも使われ、当町にとっても大変重要な道でもあります。自転車道については、私自身も議会で何度か観光の拠点としての有効的活用、また防犯問題など、提案や質問をさせていただいておりますが、余り改善もなく、現在でもごみが散乱していたり、いわゆる溜まり場になっている箇所があったり、草木が突き出した箇所があったり、また日が沈むころには街灯もなく、すぐ先すら見えない状況であったりと、観光面においても、防犯上においても、非常によくない状況でございます。

先日いただきました与謝野町総合計画案ですが、それによりますと第2部基本構想4の将来の地域構想では、住民との協働により憩いの場として魅力が一層高まる充実を図る。また、第3部の基本計画の第1章3、みずからつくる元気な体では、住民が気軽に健康づくりに取り組める場、また同じく第4章の2では、潤いある暮らし環境では、充実をはじめ、住民ニーズに対応した整備を検討するといろいろな方面から、この道路の有効活用法について取り上げていただいております。

す。観光面での改善については、今後に期待するところでございますが、とりわけ防犯面につきまして、全国的に見ましても、子どもたちを取り巻く環境や状況は危険がいっぱいであり、また、これから冬場にかけては、日没も早くなり、ますます不安が広がります。そのためにも、周辺の住民の方や、農作物等に迷惑や影響のない程度の誘導灯や、防犯灯を設置するなどの対応を早急に京都府と協議していただくか、また京都府との了解の中で、町独自の取り組みをする必要が大いにあると考えますが、町長のご意見をお聞かせください。

以上、消防につきまして、また自転車道につきまして町長にお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

家城議員からのご質問の第1番目、消防団に携帯型AEDの配備についてでございますが、ご承知のとおり、町では集客力の高い公共施設24か所に備えつけのAEDを既に配備したところでございます。ご質問の消防団への配備についてでございますが、確かに火災現場において消防団がAEDを使用する機会があるかもしれませんが、消防団はまず火災に対する消火活動を最優先することが任務であるというふうに思いますし、万が一AEDの必要な方があったときは、消防署の救急により対応することが基本的な役割分担であるというふうに考えております。それでも万が一のことを考えて配備することが望ましいというお考えも一定理解できますが、火災に限らず、いろいろな場面でAEDが必要な場合が考えられ、それらすべての可能性を想定して万全を期するというところまではなかなか難しいものがあり、また1台約30万円と高価なものでもあり、経費もかかることから、今のところは考えておりません。

次に、2番目の消防団員のAED講習会受講斡旋についてでございますが、ご質問にもありましたとおり、消防団においても、宮津与謝消防署にお世話になり、普通救命講習の一環としてAEDの取扱い方法について学んでいただいております。ご質問の受講斡旋ですが、普通救命講習については、消防署と協議し、消防署員の消防団員の都合のよい日を設定し、消防団員さんに普通救命講習を受講いただいております。消防署に確認いたしましたところ、AEDのみの講習会は実施しておらず、AEDの取扱いを学ぶとすれば、普通救命講習を受講していただきたいとのことでした。ちなみ、宮津与謝消防署において、普通救命講習にAEDの取扱い方法を取り入れられたのは、平成17年11月からで加悦方面隊においては、旧加悦町消防団時代の平成15年度にほとんどの団員が普通救命講習を受講されておりますが、その3年後の平成18年度に普通救命講習の再講習を受講していただき、AEDの取扱い方法を学んでいただいております。野田川方面隊においても、旧野田川町消防団時代から、終了証の出ない救命講習を2年に一度受講しておりましたが、本年度普通救命講習を受講していただくこととなり、合わせてAEDの取扱い方法を学んでいただく予定としております。岩滝方面隊においては、旧岩滝町消防団時代に各分団において、普通救命講習を受講していただいておりますが、全団あげて受講ということはありませんでした。今後は全団員が受講していただけるように、引き続き、消防団にお願いはしていきたいというふうに考えております。

次に、3番目の自転車道の防犯対策の早期実現についてお答えいたします。府道岩滝加悦自動

車道線は、朝夕の散歩や、学生の通学路として多くの方々が利用されております。与謝野町内で総延長12.2kmありますので、防犯上不安を覚える箇所もあり、防犯対策につきましては、自転車道の整備以来、旧3町、あるいは与謝野町といたしましても、折りにつけ京都府へ要望をしているところでございます。一般道との交差点部分には、京都府で道路照明を設置していただいておりますが、防犯灯につきましては、他の道路と同様、基本的には町で設置することとなりますが、自転車道全線となりますと膨大な設置費用が必要ですし、電気料や修繕など、維持管理経費も相当な金額となることが予想されます。また、沿線の稲作にも影響を及ぼすことから、農家に理解を得る必要もありますし、防犯灯の隣接民家の理解も得なければなりません。基本的に自転車で利用する道路ですから、本来夜明けから日没までの利用を想定しておりますが、冬の期間は夕方5時ごろから7時ごろまでの高校生の下校時間帯が暗く問題があるというふうに思っております。この時間帯は防犯対策や、防犯灯や、フットライトの設置だけで解決するのか、また設置費用及び維持管理経費等を合わせた費用対効果の検討、集団下校の検討についてなど、十分な議論を重ねる必要があるというふうに考えておりますので、家城議員におかれましても、今後ともご意見をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 講習会につきましては、随時、徐々に受けていただけるということで、緊急のときにいかに多くの方が活用できるか、それが一番この設置の大事なことだと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

AEDの携帯用につきましては、パソコンで検索いたしましても、事例で消防団員が携帯用を持ってあって、命を救えたというような記事も載っております。設置には高額な費用もかかるということは理解をしておりますが、人命に変えられるものはないと思っております。もう一度、再検討いただきまして、各分団に一つでも結構なんで、また来年度予算に組み上げていただだけようなご検討をいただきたいなと思っておりますが、その辺はいかがお考えかお聞かせいただきたいのが一つと。自転車道につきましては、防犯灯、また誘導灯なりの対策をすれば、それで危険がなくなるのか、すべてが安全になるのかというものではないとは思いますが、現在、私の聞いております範囲では、夜の夕方5時になったら自転車道には行くなというような親御さんがふえておられます。せっかく、まちの一つの観光のシンボルとして京都府の方が設置していただいた自転車道でございます。昼間だけの整備だけでいいといえはいいのかもしれませんが、またそこを利用される町民の方が大勢おられるということもありますので、防犯灯、また誘導灯に関しては、当然、周囲の住民の方の了解や、農家の方の了解をいただくことには、先に進まんとは思いますが、一刻も早い対応を改めてまたお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） AEDの件でございますけれども、消防団の分団にということも一つ大事なことであろうかと思っておりますけれども、それよりもまず、幼稚園や保育所というふうに考えております。また、小学校に配置してありますAEDに8歳未満でも使用できる幼児用パットもございますので、それらを配置したいというふうに考えております。今のところこの管内では、非常に宮津市さんも1か所、伊根も3か所ぐらいですが、そういう少ない状況の中で、AEDの装置そのものは与謝野町内は非常に多く設置がされております。ただそこで問題になりますのは、先ほど

もおっしゃいましたように、消防団の方はもちろんですけれども、町の職員ももちろんですけれども、これを使える人を一人でも多くふやすことが、やはりいろいろな場面で大事な対応になってくるのかというふうに思いますし、議員の皆様も、我々理事者も、やはりその辺のところもあわせてそういった受講しておくという、そういう心構えも大事ではないかというふうに思いますので、広くそうしたものが使える方々をふやしていく、そういうことにもぜひPRはしていきたい、啓発していきたいなというふうに考えております。

それから、防犯対策のために自転車道に防犯灯をとということですが、先ほども申し上げましたように、非常に農家の方たちが、やはり防犯灯がついていることによって農作物の収穫等にも影響があるし、また、夏場などはやはり虫を集めますので、近くの民家の方々が非常に困るというようなこともございますし、非常に困難部分もございます。高校生でなくても、よくあそこを歩いておられる方々もおられますので、自転車道というよりも歩道としての活用をしておられることもございますが、今のところ、もう少し検討の課題にさせていただきたいというふうに思っております。いろいろとどういう方法がいいのか、岩滝の方の、あの野田川堤防沿いに入りますところには、フットライトというんですか、そういうのも設置がされております。そういうことででも対応ができるのかどうか、もう少し検討はさせていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6番（家城 功） AEDですが、また幼稚園、保育所にも優先的にというようなお答えもいただきまして、今後、人命にかかわることでございますので、費用もかかることでありますけれども、できるだけいろいろな場所で、そういうような緊急な場合が発生するとも限りません、そういうこともふまえて、またご検討を今後もさらにいただきたいと思っております。

それから、自転車道の防犯灯につきましては、今、都会の方で青い回転灯というのがニュースでもやっておりますが、夏場も余り虫も寄ってこない、それから、周辺の家にも迷惑をかけない、またこの青い色につきましては、人間の心を落ち着かせるというか、犯罪を抑制する効果があるというようなことをニュースでもお聞きしております。そういうような設置ですと、そんなに費用もかからないと思っておりますし、各PTA、また地域などでも、自転車道の近所のところにつきましては、警邏をしていただいたり、自主的に防犯活動もしていただいております。何らかの対応もしていくことも大事ではないかと考えております。また、そういう回転灯などの資料も集めていただきまして、効果的なのかどうかわかりませんが、そういうようなこともニュースで発表されておりますので、そういうような設置を検討していただくなり、また、本当に足元を照らす程度の誘導灯でも大分犯罪効果が変わってくると思っております。また、その辺のご検討も早急に京都府の方としていただきまして、町で対策するなり、京都府で設置していただくなりお願いしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） ただいまご提案いただきました内容も含めて、今後、もう少し研究なり検討をさせていただきますと思っております。

議長（糸井満雄） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

次に、16番、有吉正議員の一般質問を許します。

16番、有吉正議員。

16番（有吉 正） 通告に基づきまして、3点町長に質問をいたします。

はじめに、社会福祉協議会が移送サービス業務をしておられますが、平成18年4月より与謝の海病院まで一律500円であったのが、国の法律で規制をされまして、4キロまで600円、2キロごとに200円と今はなっております。病院までの距離が遠い、また、通院回数も多い方にとっては、その負担も大変であり、生活にも事欠く事態に陥ります。一定の金額以上は補助を出されることが必要ではないでしょうか。例えば、失業されたり、あるいは自営であっても仕事がうまくいかない、こういったことが今はすぐ起こります。また、健康であっても、だれしもがいつ病気になるかわかりません。セーフティネットをつくっていく必要があると私は考えます。町長のお考えをお聞かせください。

次に、農振農用地の見直しについて質問をいたします。稲作はもとより、農業を取り巻く経営環境はますます厳しくなっています。今年度より国の農業政策、農地・水・環境向上対策が始まりました。農用地面積、田で10アール当たり4,400円の交付金で、与謝野町全体の交付金総額は約3,300円になります。この制度は、中山間直接支払制度と違い、個人配分はなく、また農家だけでなく地域、学校と連携した取り組みも必要であります。また、事務報告はデジタルカメラ、パソコンなどを使用しての報告、事務処理をしなければなりません。今年で8年目になる中山間直接支払制度とあわせ、農地の荒廃を防いでくれると私は考えております。この中山間支払制度の与謝野町全体の交付金総額は4,500万円弱であります。特に旧加悦町では4,000万円を超える交付金額があり、なくてはならないものだと思います。私は少子・高齢化の中、土地需要がある街中や、その近郊は別として、地域の農地を守ることが地域を守ることにつながるんだと、このように考えております。田や畑が山や野原にかえたら、農家でなくても、人の住める環境ではなくなります。町も25%の負担がありますが、どちらもなくてはならない制度だと思います。さて、岩屋でも国レベルの圃場整備は一たんは中止となりました。その大きな圃場整備はできなくても、部分的でもできないかと、農家の方からの相談も受けております。ただ、農用地に入っていないければ、これは相手にはしていただけませんよと、このように答えております。農用地に外すところ、入れるところ、早急な対応が必要ではないかと思っております。また、府の圃場整備事業によるには、面積はまとまりでどれくらい必要で、補助のその割合はどうなるのか、合わせて質問をいたします。

最後に、京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金について質問をいたします。交付率は府より3分の1以内で、ソフト事業200万円以内、ハード事業500万円以内です。別途財団法人京都市町村振興協会から3分の1以内で交付されます。申請団体の数と、交付決定団体の数は与謝野町でどれくらいありますでしょうか。交付決定されても、自己負担3分の1が最低いるわけで、そのため申請を見送った団体もあると聞いております。自己負担分を私は、与謝野町が事業によっては、自己負担分の50%、場合によっては100%、出してもいいのではないかと考えております。今年の申請を見送られた団体に、例えば、雲岩公園創造委員会があります。雲岩公園は天の橋立、大江山、国定公園にも入っております。東屋を建てたらどうだろうかと、いろいろと検討はされていると聞いております。ただ、自己負担がかなり荷が重いとこういうことで見合わされたらと、このように聞いております。町指定の公園でもあり、担当課とその団体と

調整しながら、この制度を地域力再生でありますから、この制度を活用してよりよい公園にしていくことができないか。阿蘇シーサイドパークに比べ、これぐらいの応援はされてもいいのではないかなどこのように考えております。いかがでしょうか。

旧加悦町では、以前から年末や小学校の登下校など、防犯パトロールを熱心にされております。今は自動車屋さんの厚意で車を借り、青色灯をつけ巡回しておられます。近ごろは第2、第4金曜日、また12月5日は、加悦谷を巡回し、12月18日は岩滝を巡回される予定だそうであります。自前の車が欲しいのもよくわかります。長岡京市の防犯パトロールをしておられる団体も、交付申請をされ、自己負担分は市が出されるとのことと聞いております。里守犬育成事業も申請をいたしました。交付決定通知書をいただきました。今、訓練所に入っており、来春の3月ごろには、里守犬1号の誕生予定であります。協働で進めるまちづくり、総合計画が今度の議会にも提案される予定と聞いております。総合計画にも、行政改革大綱にも、随所、協働で進めるまちづくりという言葉があがっております。協働とは協同組合の協と働くという字で協働、新しい言葉だと思いますけれども、最近をよく使われる言葉です。行政と地域の住民との協働を進めると、私はこの地域力再生プロジェクトのこれを行政にもしていただかなければ、その再生につながっていかねばならない、この点、町長にお伺いして、以上、1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 有吉議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の社協の移送サービス業務の利用者に補助ができないかのご質問でございますが、合併前の旧3町では、高齢者生活支援事業の一環として、移送サービス事業を社協に委託しておりましたが、平成18年4月以降は道路運送法第80条第1項の許可を受けなければ運行できないことになりました。道路運送法に基づく福祉有償運送は、近畿運輸局、京都運輸支局長、バス、タクシー等の関係交通機関の代表、住民及び利用者の代表などで構成いたします市町村運営協議会において運送の対象、運送区域、使用車両、運賃等の協議が整えば許可されるというものでございまして、平成18年4月10日付で社協の有償運送が許可され、社協独自の事業として移送サービス事業を実施することになりました。運賃につきましては、営利を目的としない犯意、すなわちタクシーのおおむね3分の1を目安とすることから、運行距離4キロまでは600円、それを超える部分は2kmごとに200円を加算することで、タクシー業界の代表者の了承を得たものでございます。最も遠距離の利用者は、男山から京丹後市、網野町の病院までの片道1,000円が2,600円となり、かなりの負担増になっております。また、18年度の1か月間で、最も多く利用された方は、岩屋から宮津市内の医院まで、片道1,800円で26回、4万6,200円を支払っておられます。このように利用者負担が増額になったことも影響し、17年度の利用回数6,025回から18年度は4,706回に減少し、19年度も横ばいの状況でございまして、社協では多額の事業赤字が発生しております。合併後、町内24区で開催いたしました町政懇談会におきまして、路線バスの運行していない地域住民を中心に、日常生活における医療手段の確保を望む、そうした意見が多数あったことから、平成18年12月に与謝野町公共交通あり方検討委員会を設置し、4回にわたる協議を経て、今年4月に答申をいただきました。その答申では、既存路線バスの利便性の向上と効率化、路線バスの運行されていない地区

への移動手段の確保について、公共交通計画策定機関を立ち上げて、地域公共交通システムの確立を推進されたいというものでございまして、昨日の森本議員にお答えいたしましたように、12月7日に第1回の与謝野町地域公共交通会議を開催したところでございます。この会議の中で、与謝野町内の公共交通及び福祉有償運送の確保、充実についてもご議論していただくことになっておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それから、第2番目の農振農用地の見直しのこれは特別管理の時期はとのことではございますが、昨年3月1日に旧3町が合併し、与謝野町が誕生したわけですが、現時点では加悦町、岩滝町、野田川町の各農業振興地域整備計画が旧町単位で継続している状況でございます。現在、町の将来像や、まちづくりの基本となる与謝野町総合計画が今作成されたというところでございますが、農業農振地域整備計画はこの総合計画や、都市計画などとも大きくかかわることでもあり、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。現在、旧町の計画を与謝野町農業振興地域整備計画として統合し策定するべく準備を進めているところでございますが、ご質問にあります見直しの時期につきましては、現時点では具体的に申し上げる状況には至っておりません。平成20年度につきましては、先進地であります京丹後市の状況を伺うなど、計画統合に向けた下準備となります基礎調査の実施に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。また、除外を希望される個別の案件につきましては、与謝野町の農振計画が策定できるまでは、現在の旧3町計画の変更として対応したいというふうに考えております。

次に、2つ目のご質問であります府の補助整備事業の要件についてでございますが、考えられる事業としては2つ事業がございます。1つ目は、団体営農農村整備事業によります基盤整備促進事業の区画整理型で、受益面積の要件といたしましては、5ヘクタール以上であり、補助率については、事業を行う地域によりますが、国、府を合わせて65%から70%となっております。また、2つ目の府単独補助によります小規模農業基盤整備事業ですと、受益面積の要件は50アール以上、20ヘクタール未満で補助率は40%となっております。これらの要件を踏まえつつ、地域において、農振農用地の全体見直しに生かしていくことも重要なことではないかというふうに思っております。

それから、3番目の京都地域力再生プロジェクト交付金についてのご質問にお答えいたします。既に皆様ご承知のとおり、この京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金につきましては、人口減少や、高齢化、過疎化などで弱まりつつある地域において、人としてのつながり強め、地域の力を復活させようと京都府の重点施策として、今年度から新規に取り組みられるもので、環境保全活動、防災防犯活動、地域福祉サービス、地域スポーツ振興など、地域社会に貢献する地域住民活動に取り組むNPO法人や、まちづくりグループ、自治会などへ京都府等が直接資金助成されるものでございます。また、具体的な対象事業としましては、現行の国、府補助制度では、対象にならないもので、住民の皆さんみずからがリスクを負い、地域力再生に向けた新しい取り組みを進めようという事業に対して支援されるものでございます。与謝野町からの申請団体の数と、交付決定団体の数でございますが、第一次の時点では、申請団体は5団体で、うち1団体がヒアリングにおきまして、事業の見直しにより申請を取り下げられました。また、1団体が不採択で、3団体が採択となっており、既に交付決定通知もされております。

次に、二次募集では、5団体が申請され、うち1団体がヒアリングで申請を取り下げられ、

4 団体が採択されたところでございます。先日、交付決定の通知もされたというふうに聞いております。先ほど、有吉議員さんがおっしゃいました里守犬の育成についても補助がついたというふうにお聞きをいたしております。

第三次募集も実施されましたが、申請はございませんでした。今年度は以上で締め切りとなり、合計しますと第一次募集から第二次募集への事業の見直しによる再申請も含めまして、申請団体は合計 10 団体で、交付決定団体は 7 団体でございます。採択されました団体の皆様におかれましては、事業の推進にご尽力いただきたいというふうに思っております。

そこで 3 分の 1 の自己負担について、町から支援をとのことでございますが、この交付金制度は京都府が交付対象事業のおおむね 3 分の 1 以内、さらに京都市を除きます府内全市町村で構成します財団法人京都市町村振興協会が同様に 3 分の 1 以内の補助となっております。その振興協会につきましては、本町からも会費として一定金額を拠出していることから、間接的に町も補助をしているということになります。町としてさらなる支援は困難と考えております。事業推進に当たり、アドバイスやアイデア提供など、側面からの支援ができればというふうに考えております。暮らしやすい魅力的な地域にするため、自分たちでリスクを負い、自主的に取り組み、自分たちで事業の成果をあげる、まさに協働のまちづくりを推進していただいている皆さん、格別の敬意を表するものでございますが、この交付金制度につきまして、特段のご理解をいただきますようお願い申し上げます、有吉議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16 番（有吉 正） 先ほど、地域交通検討委員会ですが 12 月 7 日にあったということですね。立ち上げて、まだ検討は今後の話だと。それね、その方面で社協の移送サービスの検討されるのはいいわけなんですけど、ただ先ほども言いますように、町長のご答弁の中にもありましたすわな、25 回使った方もあると、そうなってくるとね、この方を救う手だてがなくなってくるわけなんです。こんな検討しとるような余地はないのではないかと、私はこのように考えております。言うたら、命にかかわる問題ですので、この辺はやっぱり行政ベッタリ、政治が機能していないと私は考えております。この辺は、早急な対策が必要ではないかというふうに考えております。この点、いつどういうふうに今後される予定なのか、あるいはそこら辺も合わせて、町長の考えを聞かせていただきたい、このように思います。

それから、農振農用地の見直しなんですけど、これも具体的には平成 20 年から基礎調査をされると、こんなことを言うところではないのではないかなというふうに思います。総合計画ができた中で、先ほど言いましたように、地域はどうやって守っていかうか、それに対して行政はどういうふうな判断を下していくのか、こういったことをやっぱり総合計画ができる中で考えていかなければ、先立って全員協議会で今度提案される総合計画も見せていただきましたけれども、水、緑、空、笑顔輝くふれあいのまち、こういったキャッチフレーズが何のためにあるのか、ひとつももっとも現実を見ていただきたい、このように思います。

京都府地域力再生プロジェクトの交付金についてでありますけど、みずからリスクを負う、これはいいんですよ。ただ、先ほども言いましたが、それに再生について、こうしよう、ああしようという今、悩みは地域で真剣に考えております。今の答弁では、正直に言いまして、お話にならんと、やはりもっと行政がその分を全額とは言いません。ゼロの人もあってもええと思います。

3分の1について。しかし、50%、100%を出して、そして地域と担当課ともっともっと協議して、総合計画の原案にもこれ載っておりますよ。これは行政改革大綱の17ページには、住民と行政の協働、私はこれが今の与謝野町、昔の野田川町にも非常に欠けておったというふうに私は考えております。ですから、総合計画の中で、例えば27ページ、協働で進めるまちづくり、これに職員も入って、こういったことをやろうとか、そういったことは非常に欠けているのが私は今の現状だというふうに思っております。質問の中にも言いましたけど、農地・水・環境向上対策、これは先ほども質問の中でも言いましたように、デジタルカメラと、それから、パソコン処理をしなければなりません。先だって、農地・水・環境向上対策のシンポジウムがありました。京都府のある職員さんと話しておりますと、旧久美浜町ですね、京丹後市の久美浜では、家業が農業の職員さんは、多くの方が、その書記、難しい部分の、その事務処理に地域の中に入ってやっておられるところというふうに聞いております。今、与謝野町で、その立場にある人も、農家の方が例えば農林課であったり、職員の方もあると思います。入っておられる方はどれだけあるのか、こんなことではあきません、こんなことではあきません、そうじゃなしに、1年でも2年でもその中に入って、こうしましょう、ああしましょう、これが私は協働だと思いますよ。上がこう言うところでこんなものではあきませんと、これだけは今からの行政はやっていけないと私は考えます。それこそ早く進めることは進める、再度全般に渡ってお伺いをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全体に渡りまして、今、有吉議員の方からいろいろとご提案なり、ご指摘がございました。一つ一つやはりそのスピードを要求しておられるところだというふうに思いますけれども、その福祉の有償運送につきましても、社協の方をお願いをし、そしてその中で町が一定の世話をしていくというような形をつくってきたわけですが、今、全体の中で公共交通のそうしたものを見直そうという中で、やはり単に有償のサービスの福祉有償運輸の件だけで論議するのではなしに、それらも含めた地域公共交通会議を立ち上げまして、その中でどうしていくかということを決めていこうという形をしております。今は社協さんにお世話になって、そうしたことを少しでもタクシー会社ですと、当然、これ以上のお金があるわけですから、何とかそういうことを少しでも援助できるような形で社協さんに委託をしてやっていただいておりますので、今、全体の与謝野町の交通のあり方を見直す中で、それも含めて論議をさせていただこうというふうに考えております。農業農振の見直し等につきましても、現在、この総合計画の中の農振の計画ができるまでの間は、現在の旧3町の計画、いろいろばらばらでございますので、そうした3町の計画の中で変更していくというような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。できるだけ、いろいろな土地利用の件もあります、投資計画の件もあります、いろいろなそうした法律と言いますか、そうしたものの整備も含めて今後において、農業農用地の全体の見直しに生かしていきたいというふうに考えております。

それから、地域力再生プロジェクトの件でございますけれども、この件だけではなしに、やはり職員がいろいろなそうした地元の動きに対して、できるだけ地元に入って、ともに考え、ともに行動を起こしていくという、そういう姿勢はこれは非常に大事なことだというふうに思いますし、具体的にどういう形でできるか、それぞれの場面があるかと思っておりますけれども、そうした

面については、できるだけそうした地元の案に参加するような指導を、今までもやってきておりますけれども、具体的な形で指導できるようにしていきたいというふうに考えております。なかなか一隻一丁にはできませんけれども、そうした姿勢を持ち続けるということは、今後の行政マンとしての大事な姿勢であろうというふうに私も感じますので、そういう点については、今後もっと指導をしてまいりたいというふうに思います。

以上で、簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） 農振農用地の件です。旧町単位を基本としていると、例えば、国庫補助整備、地主さんがまとまったとしますわな、それを入れてくれますか。その辺まずお答えいただきたい。それが入るなら、全体見直しやなしに、そういうことができますか。その辺伺いたいします。

それから、社協の移送サービスの件ですが、この検討委員会とは、私はやっぱり別個に考えていただいてすべきではないかなと。これとはちょっと違うと思うんです。だから、その辺が町長としての決断だろうというふうに思いますので、再度、その点については、伺いしておきます。しかもなおかつ早急な対策が必要であろうとこのように思います。この全体の地域交通とは別個で考える必要があると、そういうふうに思っておりますので、再度、ご答弁をお願いいたします。

それから、もう一つ、京都府地域再生プロジェクトについてですけれども、先ほど、職員さんの地域の取り組み、これを例えば仕事として、課長、あるいは町長から出て行きなさいと、そういうことだったら来られるわけなんです。そうじゃなしに、町長どういうふうにおっしゃったか意味がちょっとわからななだんですが、そうじゃなしに一住民としてやっていくと、それが大事なんです。残業手当もつきませんし、なおかつそういうことに携わっていくということも私はこれからの行政には大事だろうなと、そういうふうに考えております。余計なことですけれども、国の方も、いろいろな意味で、今までの行政体系の中を変えていかねばならないという感が国を滅ぼすということもつながっていきます。身近な地方自治体も常に新しい体質をつくりあげていく必要があるとこのように思います。これで3回目となたますので質問を終わりますけれども、よろしくご答弁をお願いします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 1点目の移送サービスの件ですけれども、これは1回社協とももう少し実態を詳しく調べる必要があるなというふうには思っております。ただ、全体の中で考えるべきではないというふうにおっしゃいますけれども、やはりタクシー会社等も交通計画策定の会議にも出ておられますので、やはりそれらの関係等もございします。民間の一般のそうした運輸業をしておられるとことこの関係もございしますので、やはりそれらの中でも検討が必要だと思っておりますので、それらもあわせて会議の中で検討していきたいというふうに思っております。

それから、農地の件でございますけれども、個別のいろいろな事例があるというふうに思いますし、私の方からちょっと今、どうだということは申し上げることはできませんけれども、やはり一つ一つの個別のことに対応していくということで考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、職員のそうした地元でのかかわりについて、当然、仕事の上でという意味ではなし

に、いろいろなそうした団体に職員が団体の中の一人の住民として参加しているのも、ほかのことでもいろいろとございます。それと同じように、やはり農業を、家が自分役場の職員であっても、家が農業に携わっておられるような、そうした家庭の職員であれば、当然、農業の団体の中で一住民としてかかわっていくということは、これは当然のことだろうと思いますし、なかなかそうでないものがかかわっていくということは、これは非常に難しいだろうというふうに思います。

それと、もう一つ、やはり役場のOBの職員の方、こういう人たちもやはり地元に戻っておられます。そうしたOBの方たちの力をお借りすることも、これ大きな力になるんじゃないだろうかというふうに思いますので、それらも含めて、再度、指示はしていきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） これで有吉正議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

15分間休憩いたします。10時50分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番、浪江郁雄議員。

8 番（浪江郁雄） 8番、浪江でございます。

それでは、通告に従いまして、避難所指定校の防災機能の向上について質問をさせていただきます。

現在、政府においては、国民生活の基盤となる安心・安全の確保が大きな課題となっている中、災害対策基本法に基づき、地震対策にかかわる特別措置法の制定や、地震防災に関する各種戦略の策定など、大規模地震の発生に備えたさまざまな防災対策が順次進められています。また、これらの災害時の避難所対策についても、中央防災会議の専門調査会において、首都直下地震時の避難対策の検討や、内閣府においては、要援護者の避難支援など、きめ細やかな検討が始められております。このような状況において、総務省、消防庁の調査によれば、災害時に防災拠点となる公共施設のうち61.4%が学校施設で決めており、学校施設は災害時に避難所として重要な役割を担うことが求められています。全国の公立学校で避難所に指定されている学校数は3万3,670校で、公立学校数全体の89%に相当し、設置者別に見ますと、市区町村立校は94%になります。実際過去の大規模地震に際し、多くの学校施設が地域住民の避難所として重要な役割を果たしてきました。平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの住民が近くの公共施設に避難し、ピーク時に避難所数約1,100か所、避難者数約31万人に達しました。このうち学校施設は約390校が避難所となり、約18万人の避難者を受け入れました。また、平成16年の新潟県中越地震ではピーク時には避難所数約600か所、避難者数10万人以上を数え、このうち学校施設は118校、避難者は約4万人にのびりました。これらの学校施設は避難所として被災者を受け入れたのみならず、地域住民に必要な情報を収集発信するとともに、食料、生活用品等の必要物資を供給する拠点となるなど、さまざまな役割を果たしました。ところが避難所に指定されている学校施設の防災機能の整備状況を見ると、防災倉庫等が設置をされているの

は約27%、自家発電設備の準備は約14%、水を確保するための上水設備等の整備は約27%という状況で、避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合されていないのが現実です。また、避難所として求められる施設の耐震性や、トイレ、水道、電気等の対策、さらには避難住民の生活環境等の防災機能が、必ずしも十分ではなかったため、避難生活に少なからず支障が生じたとの報告があります。

報告の中から幾つか実例を挙げてみますと、耐震性が十分に確保されていない建物が被害を受け、避難所として使用できない学校があり、建物本体の被害がない場合でも、教室、屋内運動場の天井の落下や、床の陥没、窓ガラスの破損、備品の転倒、落下といった被害が発生し、避難所としての使用に支障を来した。避難所に不可欠なトイレが断水により洗浄水を賄えず使用することができなかつたり、仮設トイレの数が足りず、校庭に穴を掘って、トイレとして使用せざるを得なかった。また、電灯がない暗いことで、けが人への対応が十分にできないなど、さまざまな活動が制限された。また、震災3日後に救援の発電機が届いたが、発電量が不足し、かつ電気機器が多用されたため、しばしばブレーカーが落ち、停電となった。学校と教育委員会や、防災担当部局等のやりとりなど、避難所と外部との連絡や、避難内での連絡が必要となったが、電話回線の不通や、仮設電話の設置がおくれ、避難所運営に支障を来した。また、避難住民が情報を入手する手段として、テレビが果たす役割が大きいですが、一部の学校ではテレビを設置するための設備が十分に整っていなかった。そのほか、避難所生活を行う部屋の照度や、温度、プライバシーの確保が良好でないなどの資材環境の問題や、学校施設がバリアフリー化されていなかったため、要援護者が避難所に行くのをあきらめた。それから、あらかじめ学校施設での避難所としての具体的な利用方法を計画していなかったところが多く、避難所の運営面で問題が生じたり、避難所運営が長期化して、授業再開が困難になったなどが報告されております。以上のことから、学校施設が災害時に地域の避難所としての役割を担うためには、学校施設の整備面及び運営面における防災機能の向上を図ることが重要となります。大規模地震などの災害時における学校の防災体制については、阪神・淡路大震災以降、当時の文部省が、学識経験者等の協力を得て実施した調査研究の報告書、学校等の防災体制の充実についてが取りまとめられており、この中で学校が避難所となった場合の防災体制の充実方策について示されております。

報告書では、以下の4項目を避難所としての学校施設の防災機能向上のための基本的な考え方としています。一つ目に、施設の耐震性など安全性の確保があります。学校施設を地域住民の避難所として活用するために、学校施設が安全であることが前提となります。このため、既存の学校施設の耐震診断等の結果を踏まえ、必要に応じて耐震補強や、改築を行うことにより、学校施設の耐震性を確保するとともに、天井等の内外素材や、設備機器、家具等の被構造具材等についても、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じることが重要であるとしております。二つ目に、避難所として施設に必要な諸機能の確保があります。避難所となる学校施設は、災害時に避難所として必要な諸機能を備えることが求められております。災害時に地域住民の避難生活や、避難所の運営に必要なスペースを確保するとともに、ライフラインが被災した場合に備え、トイレ、電気、水、ガス、情報伝達手段の機能を固辞するための対策や、避難住民に対する健康で衛生的な室内環境の確保、バリアフリー化など、適切な要援護者対策を行うことが重要であるとしております。三つ目に、避難所の運営方法の確立があります。災害時に避難所の運営を

円滑に行うためには、事前に具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠であります。防災担当部局、教育委員会、学校、自主防災組織、地域住民等が互いに連携して、地域防災に取り組むことができる体制を構築し、避難所としての学校施設利用計画や、実践的な避難所運営マニュアルを作成するとともに、関係者への周知を図ることが重要であるとしています。4つ目には、学校教育活動の早期再開があります。災害発生後の学校教育活動の早期再開は地域が日常を取り戻し、災害からの復旧、復興への第一歩となります。教育活動を早期に再開するためには、避難生活と教育活動とが共存する際の対応について、施設利用計画に盛り込むとともに、教職員が授業再開に専念できる体制への移行に関して、運営方法を取り決めるなど、事前に適切な対応を行うことが重要であるとしています。我が国は地震国であり、大規模地震はいつでも起こりえることを考えれば、避難所となる学校施設の防災機能の向上は、今後取り組まなければならない課題であります。耐震補強や、改築、耐震性と水槽、備蓄倉庫、発電装置やマンホールトイレシステムなど、これらの防災機能向上への整備財源は文部科学省の補助金のほか、都道府県による補助制度、消防庁の防災対策による支援制度、内閣府、農林水産省、経済産業省や、国土交通省の制度も活用できるものがあります。全国的に見ましても、文部科学省の補助制度以外は余り利用されていないようですが、これらの財政支援制度を積極的に活用して、避難場所として十分機能できる公立学校施設の防災機能向上に取り組んでいただきたいと思っております。本町の避難指定校の防災機能の整備状況と、防災機能向上の推進について、町長のご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員のご質問にお答えいたします。

大規模地震等の発生に備えた避難所指定校の防災機能向上についてでございますが、ご承知のとおり、近年、全国各地で異常気象が原因と思われる集中豪雨や、地震によって多くの被害が発生しております。本町におきましても、平成16年には台風23号により、甚大な被害を受けております。地震災害でいえば、平成7年の阪神・淡路大震災以降、全国各地で多くの甚大な被害が発生しており、本年も能登半島地震、これ3月発生でございますけれども、新潟県の中越沖地震7月16日発生がしております。そして多くのとうとい人命が奪われ、家屋の倒壊等により多くの住民の方が避難生活を余儀なくされました。このような中、本町におきましては、本年3月に防災対策の指針となる与謝野町地域防災計画を策定し、応急対策とともに、長期的な視点のもと、災害による人的、経済的被害を軽減するため、災害に強い地域づくりを進めているところでございます。

ご質問の災害時の避難所につきましては、この地域防災計画で定めておりまして、現在、町の公共施設を中心に町内102か所を避難所として指定しております。このうち公立学校施設の指定は、府立加悦谷高等学校を含め15か所であり、その防災機能の強化につきましては、防災計画において、教育施設としての機能向上を図りつつ、耐震性の確保など、必要に応じた防災機能の整備、充実を促進すると定めており、現在町内公立学校施設の耐震改修について、文部省の安心、安全な学校づくり交付金、それから、耐震性の確保を図る整備事業を活用し、さらに地震防

災対策特別措置法に基づく第三次京都府地震防災緊急事業5か年計画、これは18年から平成22年に該当事業を掲載し、補助率の嵩上げ措置を受けまして、年次計画で耐震診断の実施と、耐震不足の施設については、避難所指定の体育館部分を優先して耐震改修工事を進めており、本年度も町内の5つの小学校、加悦小学校では教室棟、見後地小学校では体育館、山田小学校でも体育館、石川小学校体育館、岩滝小学校は教室棟及び給食棟で耐震改修工事を進めております。これによりまして、今年度末で町内小・中学校の耐震化率は67.5%となります。

次に、避難所指定の公立学校施設の防災機能向上についてでございますが、現状では既存施設の活用ということで、特に避難所用として特別の設備は設けておりませんが、災害用資機材として避難所用の毛布、間仕切りパーテーション、カーペット、簡易トイレ、給水タンク、飲料水用ポリ容器、温風ストーブ等を備蓄しておりますので、こういったもので避難所としての機能を補っていきたいというふうに考えております。避難所指定の学校施設への防災機能の向上につきましては、今後、教育委員会や学校現場と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上、浪江議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁にありましたように、18年度におきまして、学校すべて耐震診断が終わりまして、現在、順次改修補強工事が行われております。また、昨日、上山議員から質問がありました加悦中学校の件があります。今後、補強工事をするのか、建てかえをするのか議論されているところでございますが、この機会と言いますか、このときに補強工事が行われているとき、あるいはまた建てかえや補強工事のときに、こういった防災機能の充実についても、教育委員会とまた連携をとりながら、計画の段階から盛り込んでいただきますようお願いいたします。

また、そういった設備等、例えばですけれども、先ほど申しました自家発電装置でありますとか、備蓄倉庫、防災倉庫でありますとか、またそういうのを活用した防災訓練等を行いますと、地域住民の皆様様の防災意識等も高まっていくと思っております。このあたりもちょっと検討していただいて、前向きに検討していくということですので、もうこれ以上言うことはございませんが、このあたりについてもよろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれの学校の耐震化につきまして、今、順次やっております。それとても大変な費用がかかってくる状況でございます。することはそれは理想ですけれども、町の方の財政もでございます。先ほどおっしゃったように、建て替えをするとか、一から考えてやっていくときには、やはりそうした視点というものが大事だろうというふうに思いますし、それらにつきましても、今後いろいろな学校の、また学校だけではなく、地域にいろいろと備蓄、備品も持っている地域もございます。それらすべて与謝野町全体の中で、やはり考えていく必要があるかと思っておりますので、今後につきましても、そうした件につきまして、学校、あるいは教育委員会、またもう少し大きくなりますと、地域等も含めた、そうした充実を図っていく努力をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 最後に一つだけですけれども、繰り返しになりますが、文部科学省の補助金以外に

も多数一般の施設に使える補助金等が、そういう学校施設にも使えますので、そのあたり率のいいのを探していただいて、積極的に活用していただきますようお願いしまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、5番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

5番、小林庸夫議員。

5番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

3つばかりお尋ねをしたいと思います。来年度の予算編成の方針をお伺いするということと、2つ目に、光ファイバー敷設につきましての件につきまして、3つ目に、丹後天の橋立大江山国定公園の指定に関する事でお尋ねをしたいと思います。

昨日も森本議員さんが質問されまして、そういった森本議員さんの質問と重複する部分もあるやと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、町の行財政改革でありますとか、あるいは総合計画といったものが答申されまして、いよいよ来年度から具体的な取り組みがなされることと思います。それにつきまして、行革大綱は報告をいただきましたけれども、それに伴う実施計画はまだお聞きしていませんができていますのでございましょうか。それを一つお尋ねしたいと思います。

それから、また、予算計画を立てられるに当たりまして、昨年にして厳しい中での計画と思いますが、合併2年目にあたりまして、町長は何を町民に何を目玉に訴えられるおつもりなのか聞かせていただきたいと思います。

次に、行革大綱で歳入歳出に関して答申がなされている中で、歳出に関して質問を申し上げます。実施計画とも関連することと思いますが、一つにほかへの業務委託も含めた人件費削減などのプラン等は検討されておられるのかということが一つ。

それから、2つ目に、事務事業の洗い出しはなされましたかということが2つ目。

3つ目に、休眠に等しい、また利用度の低い施設の管理運営につきまして、検討はされておられるのかということ。

それから、4つ目に予算、決算の中で見せていただきますのに、コンピューター関連の電子情報的な面ですが、維持管理費が各課とも、委託費として多額の金額が計上されております。我々素人には、残念ながら適正なものか否か、指摘のしようもございません。それぞれの研究もされたの契約かと思いますが、こうしたシステム、あるいはネットワーク、補修管理料、設定委託料といったものがどういう情報で勉強で、金額的に妥当と判断されておられますのか、はっきり申し上げてメーカーの言い値が通っているのではないかと想像されるわけでございます。行政事務を進めていく上で、こういった電子情報管理システムは、今後ふえることはあっても減ることはないんじゃないかと思えますだけに、その分野に係る費用は経常経費とは申せ、無視できないものといえます。そこで、町内にこういった分野のシステムであるとか、情報に長けた方と申しますか、詳しい方々もおられると思いますので、そういった方々に呼びかけられて、電子情報検討会的なものをつくられて、そういった方の知恵も少しでもいただいて、町として少しでもそういったメーカーとの交渉なんかで、低例な価格でシステム運営ができるようなことは考えられないものかどうか、お尋ねします。また、簡単なプログラムなどは、地元発注できないもの

かということもお尋ねいたします。

次に、2つ目の光ファイバー敷設によります情報のインフラ整備についてお尋ねいたします。今日まで幾度となく複数の議員さんからも要望があったわけですが、町内全域に布設することにつきましては、経費的なことなどから、いまだ具体的な計画が立っていないようでございます。私も7月の総務委員会におきまして、総務省が固定電話からIP電話に切りかえる方向であるという新聞記事を参考にしまして、委員会でもお話も申し上げたりしております、そのために国が光ファイバー敷設をしていくというようなことをお聞きしてありましたものですから、国に期待する思いもあったわけですが、先般、企画財政課長の試算から聞きますと、ちょっと無理のようだということをお聞きいたしました。担当課の皆さん、いろいろと研究もなされ、無線LAN方式のWiMAXなども検討課題とされているようでございますが、情報を受けるばかりではなしに、発信する機能もこれからは求められると考えられます。例えば、町内の事業所から、遠く離れた事業所への画像送信とか、町内の医療機関と、都市医療機関の連携、あるいは高齢者世帯の見回りなど、将来を展望いたしますときに、画像の双方向性を生かすラインとして、要領の大きい光ファイバー布設は、団塊世代の方々のUターンとか、あるいはこのまちにおられる方々の起業にもつながることや、また新たな企業誘致におきましても、必要なことではないかと考えられます。物理的に、都市と離れた当町にとりまして、地域活性化のためという大きな目的のために情報網整備は、NTTやほかのメーカーさんが敷設できないのであれば、何としてでも町が情報の道路といったこういった敷設に決断をしていただきたいと、このように質問申し上げる次第でございます。

3番目の丹後天の橋立大江山国定公園指定に伴いましての質問に入らせていただきます。1つ目に、大江山登山道の整備につきましてお尋ねをいたします。先般、去る9月30日にふるさと選手3名や、ゲスト選手も迎えまして、雨模様の中、大江山登山マラソンが盛大に行われましたが、宮津、大江町方面からの登山道路と比べまして、角度のきつい斜面や岩場など未整備な部分もございまして、あわせて大江山の土質ともあいまって、足を滑らすなど、非常に危険な箇所があるとお聞きいたしております。ともすれば大江山観光が宮津や大江町のPRにおくれをとっているように感じられますが、大江山の山並みは、この海面から眺める夕日に優るものはなく、素晴らしいものでありますことは、今さら申すまでもございませぬ。それだけに、このたび国定公園に指定されましたこの機会に、団塊世代の方とか、女性にも親しんでいただく山の一つとして、まず足場の安全な登山道整備に取り組んでいただきたいということが一つでございます。

2つ目に、加悦工芸の里整備につきまして、先般の議会でも工芸の里入村にかんする要項であるとか、活性化計画などが示されたわけですが、私は別の切り口から提案をしてみたいと思います。今年の秋は、先日までまれに見る紅葉が山々に美しくはえておりましたが、町の滝桜内線、それにリンクする高山文庫へのルート、リフレ加悦の裏側線などの道路脇に紅葉を植えられて、10年後、20年後の散策コースの一つに育てあげられてはどうかと思うものでございます。私は先立って、中学校のクラス会で京都の嵐山パーク園に案内をいただきまして、道路両側に真っ赤に色づいた紅葉だとか、黄色い紅葉の見事さに、参加者一同圧倒されたんですが、規模は高尾などとは比較にならないにしても、工芸の里界隈が色づいた紅葉でいっぱいになる様子を想像いたしますときに、一時とは申せ、入村者のビジネスにも、あるいはリフレ加悦の利用増に

もつながるのではないかと思う次第でございます。これからはますます複雑化といえますか、進化といえますか、そういった日常生活の中で、疲れた体や、心のいやしを何かで、どこかで本能的に求められる場を求めて、こういった自然界域に向かってくる人もふえていく人もふえてくると思われまので、天の橋立や、大内峠、一字観公園、そして大江山界限など、癒しゾーンとしての活用に希望が持てると思いますだけに、地元地権者や、府ともご相談されて、将来の夢づくりにとこのたびの国定公園指定にかんがみまして申し上げ、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員の1番目のご質問、来年度予算編成の方針を問うについてお答えいたします。

まず、行革大綱の実施計画でございますが、現在、新年度予算編成作業を進めており、これに並行して行政改革大綱実施計画と、総合計画実施計画を策定することといたしております。

次に、予算は何を町民に、何を目玉に訴えられるのかについてでございます。多くの皆様からメリハリをつけた予算編成を望む声が聞かれます。私が常日ごろから思いますのは、メリハリをつけた予算編成とは何かの施策に特化したような予算編成を行うことではないというふうに考えております。ご承知のとおり、一般会計だけでも、福祉、衛生、産業、消防、教育などといった住民生活にとって密接にかかわるそうした経費がございまして、まちづくりを進めていく上で、どれ一つおろそかにすることのできないものばかりでございます。一つでも歯車が狂いますと、先行きができないというようなことになり、いずれも住民の皆様には満足とまではいなくても、納得のいただける内容となっていなければなりません。その上で、重点的に取り組んでいくことになる施策にメリハリをつけていくことになるというふうに考えております。したがって、予算額としては非常に厳しい数字となることをご理解いただきたいというふうに思います。20日に第一次与謝野町総合計画をご審議いただきますが、審議会から答申いただいた重点プロジェクトは、安心・安全・福祉・教育・産業振興・行政改革の4点でございます。これはいずれもアンケート等の中でも住民要望の高かった内容でございますので、これらを中心に予算編成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、他への業務委託も含め、人件費削減のプランはご質問についてでございます。行政改革大綱実施項目の策定が完了しておりませんので、詳細はお答えできませんが、人件費削減につきましては、行政改革大綱で類似団体並の職員数にしていくことにしており、計画的に削減を進めていくことを考えております。また、近隣市町の状況も勘案しながら、私ども理事者の報酬も見直し、さらに職員にも趣旨を十分説明し、協力をお願いしていきたいというふうに考えております。さらに各施設などの運営方法も十分検討して、指定管理者制度の活用など、人件費削減、施設運営経費の削減にも努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、事務事業の洗い出しはされたのかについてでございます。課長職などで組織いたしますまちづくり及び行政改革推進本部会で、平成19年度一般会計の予算に計上しております全事務事業の見直しを行いました。行政改革効果としては、行革大綱の目標額には及びませんでした。このため、財政担当課に対して、新年度予算編成にあわせて、さらなる行政改革効果の創出を検討するように指示をしているところでございます。

次に、休眠に等しい施設の検討についてでございます。副町長を委員長とする町有資産活用推進委員会で、普通財産の利活用状況を調査いたしました。現在、現地確認をした結果に基づき、資産の振り分けを行っておりまして、今後売却、貸付など、その有効活用を検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、パソコン関係の維持管理費についてお答えいたします。予算決算の中で、委託費が多額であるとのことですが、庁内では議会費の議会会議録検索システムにはじまり、住民情報、税情報、職員給与、財務会計、さらには土木積算、選挙など、数多くのコンピューターシステムが稼働しております。これらに対しましては、多額の経費が生じているのは間違いありませんが、その多くがシステム保守料、メーカー保守料であり、導入先メーカーにメンテナンスとして支払っているものでございます。一般論でございますが、購入したところ以外に保守やメンテナンスを任すことは考えにくいことがあると思います。そのような中で、メーカーメンテナンス料が高い、安いという話になるかもしれませんが、複雑なシステムを安定的に稼働させるには、やはり実績のあるメーカーにならざるを得ず、さらにメンテナンスによりはるかに高額な初期投資、イニシャルコストも考慮に入れた業者選定となっておりますので、この点をご理解いただきたいというふうに存じます。また、町内の詳しい方で、電子情報検討会的なものを設けられてはとの提案でございますが、現在、システムは先ほど申し上げましたとおりでございますし、また、すぐにシステムを更新することは困難でございます。さらに今後、システムを更新することになっても、現在、京都府と府内市町村で情報システムの共同利用化が進められております。特に税務事業につきましては、平成20年度秋ごろ以降にシステムの統合化が図られます。また、文書システムについても、平成20年度から各団体の判断で導入可能な状況になると運が得ております。このように府内全体の市町村で、各種システムの共有化を図る方向で進んでおり、本町だけで独自のシステムを運用することは得策でないというふうに考えております。やはり同じシステムを多くの団体が利用して、できる限り低額で高度なシステムを使用していく状況にございますので、この点につきましてもご理解いただきたいというふうに存じます。

なお、簡単なプログラムなど、地元発注は可能なものかとのご質問でございますが、現状で導入システム以外の簡単なプログラムは、職員が作成しており、おっしゃるような簡単なプログラムの発注実績はないものと思っております。

次に、2番目の光ファイバーの敷設による情報インフラ整備の質問でございますが、昨日、森本議員の一般質問にお答えしたとおりでございますので、それによりご理解いただきたいと存じます。重ねて申し上げますと、光ファイバーを引くことによって、いろいろと問題になっております地デジ対応、あるいは難視聴地域の問題、また岩滝の導入しておられます地域イントラ、それらのバージョンアップ、さらにはCATVの延長というふうな形で、非常に一石三鳥のような大変有効な手だてでございますけれども、昨日も申し上げましたように、非常に多額の費用がかかるという中で、もう一つの無線を使った方法のことと、今検討しております。あらゆる角度から検討しておりまして、できるだけ地デジ対応のこともございますので、なるべく早い時期に判断したいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それから、次に3番目の丹後天の橋立大江山国定公園に指定されたこの機会にということで、1点目の大江山登山道の整備をとのご質問でございますが、大江山につきましては、勢旗議員の

答弁で、その一端を述べましたが、大江山マラソンは言うまでもなく、年間を通じて、町内外から多くの方々が登山されております。自然を満喫するために登山される方々が大半で、山岳マラソンのような感覚で縦走される方は、大江山マラソンだけではないかというふうに思います。小林議員ご質問の登山道整備についてでございますが、確かに池ヶ成、双峰間の登山道を歩きますと、危険箇所が見受けられますが、足を踏みしめながら歩く範囲では、極端に危険な箇所は限られてきておりますので、その範囲での調査は実施したいというふうに考えております。また、双峰公園エリア、あるいは池ヶ成キャンプ場エリアでできる範囲の登山道整備は、管理者であります町が行っているところですが、大江山登山道全体の整備につきましては、与謝野町単独では限界がございますので、大江山観光開発協議会の加盟市町や、京都府との連携により整備していきたいと考えております。さらに登山道の道しるべ、標識の再整備も必要ではないかと考えており、あわせて協議会等に提案してまいりたいと思います。総合的な整備につきましては、全国の国立公園等の整備を効果的に推進する国の施策メニューとして、自然環境整備交付金制度もございますので、それらを有効に活用すれば整備が図れるものというふうに考えております。

次に、2点目の加悦工芸の里整備についてでございますが、工芸の里の整備につきましては、地元運営委員会や、議員の皆様のご意見をいただきながら、一定整理をさせていただき、現在、2分譲地の早期販売に努めているところでございます。今回のご提案でございますが、工芸の里の活性化計画の一考と受けとめさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のとおり、活性化計画は工芸の里はもちろんですが、リフレ加悦、さらにはS L広場、道の駅等の一体化により活性化を図ろうというものでございますので、各施設に誘導する手法に取り入れられるものと受けとめております。今後、活性化の議論の中で検討をまいりたいというふうに存じますが、付近のS L広場周辺に素晴らしいサクラの環境も整っており、植樹については、関係者の皆様の思いが一つになり、守り育てることにならないと成功しないものと考えておりますので、十分検討が必要ではないかというふうに思っております。

以上で、小林議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） まず最初の予算編成のことにつきまして、ご答弁いただきまして、非常に財政健全化法という法もございますし、いろいろとそういう絡みからのことで事業はお願いするおりに、何か申し上げにくいような中で、いわゆる公債比率も関係するということでございましてあるんですけども、非常にそういう職員の皆様方も、いわゆるこういう厳しい中もよくご存じでございます。むだのない形で、そういった行革であるとか、総合計画のもとに、今後の予算化をお願いしたいとこのように思います。

それから、自治体業務の受託という形でご存じだと思いますけども、ダイソウというような会社もあるようでございますし、いわゆる全国自治体の中で、これ新聞に載っていましたが、10月時点で350自治体、来年4月で376自治体が自治体業務の委託をすると、これいろいろと第三セクターであるとか、いろいろと交通・・・と書いてありますけども、そういったいわゆるどこともが任せられるものは民間に任せというような動きもあるようでございます。そういう形は、全国的な組織が会社がそうしてあるわけですが、当町におきましても、そういったNPOでも、そういうような受けるような組織ができれば、任せられるものがあるのかどうかと

というようなお考えがあるということをお尋ねしたいと思います。

それから、あの光ファイバーのことでございますけれども、総務省も2010年をめぐりというんですか、ここへ90%敷設を目標に業者に以来されておられるらしいですわ。ちょっとお尋ねしたんですけれども、新聞に載ってましたし、どうなっているんですかということで、国がするわけではないし、いわゆる民間業者に託さなきゃいけないという形で、民間業者というのがNTTであるとか、関電であるとかいう形でございますけれども、国もそういうこれから固定電話が、今の導線の電話が光ファイバーの電話に切りかえと、将来的にはなっていくということのために、ファイバーを敷設したいというようなことでございますが、NTT、ちょっとこれも福知山で聞いてきたんですけれども、大きい都市から順番にやっていくというような形の事を申されておられまして、与謝野町なり、京丹後市はまだできてません。京丹後市も議会で45億ほどかかるかというような形の中で、あっちこっちの予算、補助を受けられて、10億台、12、3億できへんかというようなこともお聞きしとるんですけれども、民間業者がつくられた設備なんか全部民間業者の資産ですし、町がすれば町の資産という形になるようなことのようにございまして、いわゆる大都市からいうたら、既に福知山、舞鶴、綾部とかね、宮津は一部きとるようございましてけれども、何とかいわゆる一度行政側からも、町長の方からでもNTTにでもひとつ要請を早くしてほしいというようなこともしていただくことも無理かどうかわかりませんが、そういうことも一つの検討をいただいて、どうしてもだめならば、町でも考えないかんとということかと私は思うんですが、そういったことをお願いをぜひお願いしたいと思っております。

いうならば、光ファイバーの場合は、受けるばっかりやなしに情報が流せるという、そういう特典があるようございまして、一人の資料を送るのでも長時間こっちから送られる場合、長くかかる、それが瞬時に出せるというようなこともございまして、無線LANはどちらかというところ、受ける方のことかなと思ったりしとるんですけれども、いわゆる双方向性の情報が出せるというところに光ファイバーのよさがあるわけだと思っておりますので、ぜひ公債比率の関係もございまして、検討をお願いしたいと思っております。

それから、最後の大江山の整備につきましてですけれども、こういう大江山の指定を受けられた機会、そういう5年も10年も経ってからどうこう言うても、やっぱり冷や飯から湯気が出るようなことございまして、できたらこの機会にそういうできる形の整備をされるということの形のことをお願いしたいと思っております。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） とりわけ、来年の予算編成の中身についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、非常に課題が大変たくさんございます。その中で、できればいいわけですが、やはり財政との絡みがありますので、昨日も申し上げましたけれども、同じことをするにしても、財政的にどうなのかという、そうしたことも検討しながら、財政シミュレーションをえがきながら、全体の中で、これがやっていけるかどうか、そういう非常に厳しい状況の中での判断がせまられているというふうに覚悟はしているわけでございますけれども、その中でとりわけやはり費用対効果がすぐということではなしに、将来にわたってそういうものが確立されるかどうか、あるいは緊急性があるかどうか、またその中でもとりわけ、安心、安全なということが大変重要になってきますので、いろいろな事業の中で、それらの点も考慮しながら、施策に

についてはまとめあげていきたいというふうを考えております。あらかじめしなければならないこと、あるいはそれにかわるものが考えられるもの、いろいろとある、今、本当に検討の緒についたところでございますので、それらを合わせて、今後の財政の状況も見ながら、予算編成をしていきたいというふうに思っております。

それから、光ファイバーの件につきましては、やはりどんな格好にしても、ブロードバンドゼロ地帯をなくすということがやはり大きな目標になってくると思いますので、その手法については、昨日も2つの方法がある中で、いいのは全町に光ファイバーを引くことが一番、いろいろな面で解決ができるわけですが、それとてもやはり財政との絡みもございますので、地デジ対応もしていかなければならない時期までということになりますと、今、どちらの方法をとるのか、判断しなければならない時期だというふうに思っておりますので、それらも含めて、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後の加悦の工芸の里の件でございますけれども、それらにつきましても、地元との協議が必要ですし、またその大江山登山道につきましても、各隣接の市町との協議も必要になってくると思いますので、それらも含めた中での検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 小林議員ちょっとお願いするんですが、ちょっと語尾の最後の方が聞き取りにくい部分がありますので、もう少しマイクをうまく使ってよろしくお願ひしたいと思ひます。

小林議員。

5 番（小林庸夫） この地域の活性化のために、やっぱり何も財政もあるんでしょうけども、さりとて何もしないでは進歩もございませんし、与謝野町という新しいまちに出発して、こういうことに進むんだというそういう一つのアドバルーン、方針を決めていただきたいと思ひます。先ほど、はじめ申されましたけども、実施計画の詳細ができ上がるのを期待して待っておりますので、よろしくお願ひします。以上で終わります。

議 長（糸井満雄） これで小林庸夫議員の一般質問を終わります。

昼には若干ちょっと早いんですが、ここで昼食休憩に入りたいと思ひます。

再開は 1時30分に再開いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは昼食休憩をいたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤幸男議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき、第1点目は、社会的弱者、低所得者層について。第2点目は新年度予算案の編成への要望について、一般質問を行います。質問に入る前に、質問内容を深める意味で、取り巻く情勢や、幾つかの問題点を問題を述べておきます。

政府の構造改革によって、貧困と格差が急速に拡大し、貧富の格差とともに、地域間の格差が増大しており、働きたくても働く職場がない、年金収入ではやっていけない、このままだと納税

したくても払えない、こういう声がまちの中からも寄せられています。先日10日、NHKテレビのスペシャル番組、ワーキングプアが昨年放映され大好評だったということで再放送されました。働いても働いても豊かにならない、どんなに頑張っても報われない、今日本ではワーキングプアと呼ばれる、働く貧困層が急激に増大している。ワーキングプアとは働いているのに、生活保護水準以下の暮らししかできない人たちだ。生活保護水準以下で暮らす家庭は、日本の全世界帯のおよそ10分の1、400万世帯ともそれ以上とも言われている。こういうナレーションで番組始まりました。その一部を紹介します。無年金のために空き缶ひらいをしなければ生きていけないという京都市内の80歳の老夫婦、30代の女性が2人を子どもを抱えて、毎日3か所の事業所に朝早くから深夜2時まで勤め、それでも余裕がない生活。また、高齢者の男性が生活保護の申請しても、介護を受けている妻の葬式代のために貯めた貯金、70万円まで干渉する行政、そのために生活保護を申請できない、生活費で精いっぱいであり、香典の金がないために親族や肉親の葬儀に出れず、線香さえ立てられなかったと悔やむ年寄りなどなど、ここには人間の尊厳も人間らしい最低限の生活もありません。まさに生存権をおびやかす事態になっていることを伝えています。この貧困と格差が子どもの教育や将来にも暗い影を落としていることです。疲弊する地方経済の中で、税金が払えない住民が増えていること、基幹産業である農業は厳しい価格競争にさらされ、離農、離散する家庭、これが後をたたない、そのために集落の存続すら危ぶまれています。これらのことはこの本町与謝野町にとっても、他人事ではないと考えています。憲法25条は、最低限の生活を営む権利を保障しているのではなかったのか。人間の尊厳にまで踏み込むような今の政治、行政の対応に強い怒りを私は感じました。生活保護水準にも達しないこのワーキングプアと呼ばれる世帯が400万どころか、600万世帯というデータもあり、生活保護世帯の5倍以上にも及びますが、政府はこの実態をつかんでいません。年収200万円以下の労働者が1,023万人にものぼり、特に若者の多数がこうした低賃金に苦しんでいます。日本社会の将来にも大変大きな悪影響が懸念されています。もちろんこの多くは、正規雇用ではなく、非正規雇用です。しかし、この人たちは完全失業者という規定には入らず、日本の失業率を名目的に引き下げているのです。

それでは、セーフティネットである生活保護制度はどうか、今、政府はこれを改悪しようとしています。この間、政府は児童扶養手当を所得制限の引き下げで33万人に支給額の減額をしています。また、就労支援を名目に、障害や病気で働けない人まで、就労意欲がないとして手当を削減しているのです。この数年間の生活保護行政は、全国で問題や事件が起きているように、厚生労働省からの強力な指導干渉で、窓口受付の封鎖をしてきたのです。その典型的な事例が、あの冷酷悲惨な北九州市の事件であります。これほどひどい、厳しい状況に置かれているのに、政府自民党、公明党の福田政権は、この厳しい生活保護基準を一段と引き下げようとしています。もし基準が引き下げられた場合、介護保険料や地方税の非課税基準など、収入が少ない世帯の負担軽減と支援の施策にも連動してきます。この点で指摘しておかなければならないことは、生活保護基準以下の生活者のうち、実際に保護を受給している割合、いわゆる補足率は日本の場合わずか16.3%から19.7%にすぎないと同志社大学の教授らが調査結果を発表しています。一方、イギリスでは8割、アメリカでは6割ほどの補足率となっています。ですから、この大学教授は、一般世帯に対するセーフティネットとしての生活保護が、日本ではほとんど役割を果た

していないと語っています。私が言うまでもなく、地方自治体の役割は住民の暮らし、福祉、これを守ることが最も大事な仕事です。それは税の再配分のあり方としても、暮らしの困難な低所得層などへの支援対策こそ重要だと考えているわけであります。この与謝野町は、高齢化率26.8%と高く、国保税の7割、5割、2割の軽減世帯は国保世帯の49.1%もあり、この国保税の所得割がない世帯数は28%になっています。また、住民税、課税総数の1万8,731人に対し、住民税非課税の住民数は7,791人と、42%も占めています。住民税の所得は、皆さんもご承知のとおり、京都府下で最下位クラスであります。合併してからこうなったわけではありませんが、大事なことは、こういうまちだからこそこれにふさわしいまちの施策が求められているということをご理事者の皆さんがしっかり位置付けて、町政を進めていただくことが欠かせないという点であります。

学校教育の環境整備など、日本の教育費は欧米諸国と比べても格段に低いという点であります。貧困と格差が急速に進む中で、子どもの貧困問題も重要な課題だと考えていますが、時間がありませんので、この点は別の機会にするとして、全国的な問題になった子どもの給食費の滞納問題について、私自身誤解があると思いますのでふれておきます。

文部科学省が全国の小・中学校に対しはじめての給食費の徴収状況を調査し、今年1月末に発表、未納者がいた学校は43%、未納総額は22億円と報道されました。さらにその原因が、保護者の責任や、規範意識という回答が6割だったことから、一般新聞が払わない親は失格だなどと社説で書き、テレビでも週刊誌でも激しい批判が相次ぎました。確かに未納は問題ですが、原因の理由については、学校側がどう見ているのかを尋ねたものであり、その選択肢も限定的なもので、そのリアルな保護者の実態に迫るような調査ではなかったこと。また、今回の調査自体がはじめてのことであり、親の規範意識の崩れが原因であるとは比較できません。確かに保護者の規範意識や、崩れるような変化もございしますが、むしろ先に述べたように、保護者の経済的な理由によるものが急増していることを考えると、その考え方が、その原因への科学的で正確な判断だと考えています。現に多くの現場の先生方は、そのように判断しておられるようです。問題なのは、この払えていない保護者などに、法的措置を含めた機械的で強権的な徴収方法を強化するのは、大きな問題があると私は考えています。低所得者層や、高齢者をはじめ、住民の生活と暮らしが生命を脅かすような深刻な事態になり、地方自治体も地域経済も重大な状態に追い込まれているのに、こうしたことへの対策もせず、数年後に政府は社会保障の財源がないことを理由に消費税の増税を進めようとしている。しかし、これは不公正な税制であり、一層貧困と格差を拡大することになるということをご指摘しておきたいと思っております。

もう一つは、先に述べたように、今の政府には、福祉の心がないという点です。私は、この与謝野町が福祉のまちづくりへ力を注いでいることはよく理解しているつもりですが、住民を取り巻く暮らしの状況は、先に述べたように、国の悪政によって大変厳しい事態に追い込まれているのが現状だと考えています。このことを前提に質問に入りたいと思っております。

それでは、第1点目、社会的弱者対策、いわゆる低所得者層対策の強化について質問に入ります。一つ目は、低所得者対策、高齢者対策などの一層の充実が必要と思っておりますが、町長はどのように考えておられるのか伺いたい。

2つ目に、全国でも1,400万人もの多重債務者がいると言われております。このまちで見ま

すと、按分しますと、約2,500人ほどになり、しかも先に述べたようなまちの実情から見るともっと多いと私は考えています。今こそ多重債務対策の抜本的な対策が必要ではないかと考えますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

3つ目、教育費の保護者負担の現状は、旧町と比べてどうなっているか、教育長に伺います。

次に、2点目の質問、新年度予算編成について伺います。合併して3年を迎える新しいまちづくりを目指す新年度予算編成になります。財政が厳しいだけに、一層住民の声にこたえ、より効果的で有効な施策と町政運営をしていくためには、次のような課題が求められると私は考えています。一つ目は、はじめに新年度の予算編成方針をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目、地域協議会等住民自治の設置の方向性を具体化すべきではないかという点。

3つ目に、高齢化のもとで、だれもが町内どこでも行ける、地域バスの運行実施を急ぐべきではないかと考えています。

4つ目が、厳しい財政の中で、より効果的な施策としての地域経済循環型の住宅改修助成制度などを実施すべきではないかと考えています。

最後の5つ目の質問。農業を取り巻く情勢も大変厳しいものがあります。基幹産業である農業と、農家が重大な事態になっているもとで、どう進行しようと考えているのか、新年度の施策を伺いたいと考えています。

以上で私の第1回目の一般質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

質問の第1番目、社会的弱者対策、低所得者対策の強化について、1点目の低所得者対策、高齢者対策などの一層の充実をとのご質問でございますが、大都市圏では人員削減や賃金の引き下げ等による経費の削減や、事業の絞り込みによって、企業は利益を生みやすい体質に転換されたということが要因で、景気の回復が加速しているというふうに言われておりますが、まだまだ地方にはその恩恵がなく、ますます苦しくなっているのが現実であると思っております。国においては、景気の先行きが危ぶまれると、公共事業の促進や金融政策、規制緩和などを行い、持ちこたえてきた時代もございましたが、結果的には国も地方も多額の借金を背負い込むことになりました。このような中で、三位一体の改革が断行され、その結果、地方は疲弊し、都市と地方との間に大きな格差が生じてまいっております。また、毎年1兆円を超える自然増の社会保障費を抑制するために、聖域と言われました社会保障制度の改革にも手がつけられ、受益と負担の観点から、障害者自立支援法、後期高齢者医療制度など障害者や、高齢者の負担は増大し、低所得者に対しては、軽減措置がとられているものの、本当に厳しい環境になってきております。

20日の本会議では、与謝野町総合計画の基本構想を審議していただくことになっておりますが、基本構想では自助、共助、商助、公助の連携のもとに、住民画主役のまちづくり、住民と行政の協働のまちづくりを目指すこととしており、まちづくりの基本目標にも高齢者や障害者がいきいき安心の笑顔が輝く福祉のまちづくりを掲げておりまして、従来の施策の充実を図る計画にしております。しかしながら、本町の財政状況は非常に厳しく、年々交付税の削減は避けて通れない状況になっておりますが、そのような中で、行政改革推進委員会から、行政改革大綱の答申を受

け、平成20年度から24年度の5年間で約20億円の行革効果の創出並びに経常収支比率を90%以下にする目標を設定した与謝野町行政改革大綱を作成したところでございます。これらを実現するためには、既存事業や、懸案事業の再検討、再精査を行い、効率性の低いもの、時代の要請に合わないものは廃止を含めて見直しを行うとともに、職員数の削減や、公共施設の統廃合等の方策を進めなければならないというふうに考えております。7月に執行されました参議院議員通常選挙の結果を受けて、政府では地域間格差の解消、政党間では障害者福祉サービスの定率負担の凍結などが議論されておりまして、どのような是正策がとられるのか、国の動向に注目しながら、限られた予算の中で、住民の負託に答えていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の多重債務者対策の抜本的対策が必要と考えるがとのご質問でございますが、今日の多重債務者問題は、遊興費や、クレジットカードによる過大商品購入がある一方で、不況や企業倒産、リストラ等による生活苦によるものも多く、全国的には多重債務者は先ほどちょっと数字が違うんですけれども、私どもの調べでは230万人とも言われております。自己破産者や、生活苦による自殺者が急増し、社会問題化しております。数はともあれ、こうしたもとは平成18年12月にグレーゾーン金利の廃止等を内容とした貸金業の規制等に関する法律の一部改正を行い、内閣に多重債務者対策本部を立ち上げ、改善プログラムの一つとして、全国500の自治体に相談窓口を設置するということが打ち出されました。こうした国の方針を受けて京都府では、暮しの金融緊急対策事業を実施し、その一環として本年12月6日より弁護士の少ない府北部及び中丹地域で多重債務法律相談が毎週木曜日に開設されることになりました。開設場所は、舞鶴市西駅交流センターと、峰山地域公民館で交互に開催され、開設時間は午後4時から午後7時までとなっております。

町はこの相談窓口の受付の窓口となり、事前に相談カードに必要事項を記入いただき、予約を入れることとなっており、相談窓口ができることになりました。町民の皆様につきましては、12月10日発行の町報お知らせ版及び、ホームページ、CATVにて広報することにしております。また、さらに商工観光課の労働雇用対策係でも、消費対策を含め労働者や消費者の相談窓口を設置することも考えてみたいというふうに思っておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

3点目の教育費の保護者負担の現状は、旧町時代と比べてどうなっているのかという点はおきまして、新年度の予算編成に向けて、2番目のご質問の新年度予算編成に向けての1点目、地域協議会と住民自治組織の設置方向を具体化すべきではないかということについてお答えいたします。地域協議会につきましては、地域コミュニティ活動の促進と、3町が合併することにより、広域的な行政となることから、住民の皆さんの声が適格に反映されるまちづくりを進めるための組織として新町まちづくり計画に掲載されたものでございます。合併不安の中で検討されたものでございますが、合併後、約2年を迎える現在、住民自治組織である区がしっかりとその役目を果たしている状況の中で、地域協議会との役割関係等について、明確な棲み分けがあるのか、また棲み分けをする必要があるのかという思いにたっているところでございます。総合計画の策定の中で、地域振興部会でも議論していただきましたが、区との二重構造になるのではと疑問視する声も出ていたところでございます。したがって、まず区自治組織と行政とが一体的となった協働のまちづくりを確立する仕組みづくりが必要であるというふうに考えております。地域協

議会の組織のあり方については、府自治組織等と意見交換を交わしながら、さらに検討していきたいというふうに考えているところでございます。どうかご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の地域バスの運行についてでございますが、昨日の森本議員一般質問にお答えをいたしましたとおりでございますので、その内容によりご理解いただきたいというふうに思います。町といたしましては、できる限り、早期に輸送サービスの提供ができますよう努力してまいりますので、ご理解がいただけますようお願いいたします。

なお、バスは利用者数や、向かう方面、また目的地までの距離などが地区によってすべて違いますので、検討におきましては、それぞれの地区の皆様の意見がより反映され、利用される乗り物となりますよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の地域経済循環型の住宅改修助成制度などを実施すべきではないかということでございますが、総合計画にも商工業の振興として、地域における循環経済の構築を施策方針に掲げておりまして、新年度予算に反映させる支援施策メニューを商工観光課内で検討をしている段階でございます。私からはいろいろな角度から検討するよう指示を行ったところでございます。現在、その施策を検討中との報告を受けており、私自身が結論を出しておりませんので、現段階では、実施しますとはお答えできません。最終判断として、限りある財源の中で、投資効果等も判断し、結論を出したいというふうに思っております。

次に、4番目の農業振興についてお答えいたします。近年の農業を取り巻く状況は、カロリーベースの食料供給率がついに40%を切り39%になったとの発表があり、一方では食品表示の偽装問題や、輸入農産物の安全性の問題が表面化するなど、農業にかかわるいろいろな社会問題が発生しているのが現状かと思えます。そして最も身近で深刻なところでは、今年度産の米価が全国的に大幅に下落し、関連して来年産米の生産目標数量が減少する旨、国が示したところであり、当町におきましても非常に厳しい現状にあるかと思っております。

このような状況の中で、平成20年の農業振興についてでございますが、3つの柱を立てて取り組んでいきたいというふうに考えております。それは、攻め、守り、そしてそのプレーヤーの3つでございます。まず、1つ目の攻めは、特色ある農業振興でございます。厳しい山地間競争の中におきまして、やはり農産物の付加価値を高め、ブランドとして確立させることが重要ととらえており、当町にとりましては、京の豆っこ肥料を活用した自然循環農業を既実践してまいりますので、この京豆っこブランドを振興してまいりたいというふうに考えております。

冒頭に申し上げましたように、全国的な米価下落の中、今年産の京豆っこ米につきましては、大手スーパーとの間でまとまった数量が比較的有利な価格で取引できるめどが立ち、出荷準備に入られたというふうに伺っております。今回のこの取引は、まさに自然循環農業の取り組みが非常に評価された現れであり、平成20年度におきましては、この取引を牽引的なものとして位置付け、有利にかつ継続的、安定的なものとなるよう販売促進の活動に重点をおきたいというふうに考えております。

今回の取引もそうではありますが、販路の開拓には、産地と消費地との橋渡しをするいわゆる流通業者の役割が重要でございます。幸い、当町には、複数の農産物流通業者が拠点を置かれてお

り、この点は近隣の市町にない特徴ではないかというふうに思っておりまして、こうした農産物流通業者との連携を図り、販路の開拓を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、この12月から学校給食の食材として地元産京豆っこ米の使用がはじまったところでございますが、これを食育の推進、そして地産地消の推進と位置付け、給食を通じて子どもたちはもとより、住民の皆さんに自然循環農業及び地域ブランドをはじめとした地域農業の活動を伝えていきたいというふうに考えております。

次に守りは農地等の保全でございます。今年度から取り組んでおります農地、水、環境保全向上対策事業につきましては、事業面積において、当町の農振農用地面積の98%がカバーできており、京都府内でも群を抜いた取り組みとなっております。この事業を実施する各地域の活動組織と連携を図り、関連事業を活用しながら、農地やあるいは農道、水路などの施設、農村の持つ資源の保全を図っていきたいというふうに考えております。

また、鳥獣による被害も大変深刻な状況にあり、この農地、水事業や、中山間直接支払制度等も活用しながら、その対策を強化してまいりたいというふうに考えております。

最後に、プレーヤーは農業の後継者、担い手の確保育成でございます。農地や水路等の施設は面的に広がっておりますので、これを維持管理していくことになると、大勢の人手が必要となります。認定農業者の育成、新規就農者の確保など、引き続き重要な課題として位置付け、集落営農組織の育成を図る必要があります。先ほど申し上げました農地、水、環境保全向上対策事業や、中山間事業の実施組織が集落営農組織へ、そして法人化へと展開していけるような施策を講じることといたしております。

以上で、伊藤議員のご質問に対するお答えとさせていただきます

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 伊藤議員の教育費の保護者負担の現状は旧町時代と比べてどうなっているかというご質問にお答えいたします。

ここで伊藤議員がおっしゃっておられる教育費というのは、学校での教育活動に伴う教育費というふうに理解させていただきまして、お答えさせていただきます。

教育費と言いますと、例えば塾やそういうところへ行っているのも、ご家庭にとっては教育費の中に入ると思いますので、そこまでは私ども把握しておりませんので、学校教育活動に伴う、通称教材費だとか、学級費だとか、そうしたものを指しての教育費と、そのように理解をさせていただきまして、お答えをさせていただきます。旧町との対比ですけれども、昨年3月に実施しましたこの教育費の保護者の負担状況調査ですが、これは17年度分でありますので、旧町の数値ということになります。そしてまた、本年3月、同じ調査をしました18年度の実績と比較しますと、町内小学校の平均ですが、年間1年生が17年度5万5,065円、18年度が5万6,107円でふえております。それから、2年生が17年度5万1,392円、18年度が5万2,318円でふえております。それから、3年生が17年度5万3,739円、18年度が5万3,809円で、わずかずつふえております。4年生も17年度が5万3,574円、18年度が5万707円でふえております。6年生が17年度5万8,469円、18年度が5万9,581円でふえております。

中学校では、1年生が17年度4万7,845円、18年度が4万6,148円で、これは減

でございます。それから、2年生が17年度8万7,266円、18年度が8万8,874円で増です。それから、3年生が17年度7万2,633円、18年度が6万8,605円で、これは減となっております。

幼稚園ではちょっと対比ができてきませんが、年間の授業料に相当します保育料8万4,000円を含んでの数値ということになりますけれども、岩滝幼稚園では4歳児、5歳児とも18年度は13万5,962円ということになります。三河内幼稚園は4歳児、5歳児とも18年度13万9,622円ということになっております。いずれの幼稚園につきましても、新町になって、日本スポーツ振興センター、いわゆるむかしの安全会でございます。学校でのけがだとか、事故にかかった医療費等を補償していく、その制度の掛金でございますけど、以外は値上げをしたことはございません。今申しましたように、全体の平均数値から分析比較しますと、小学校6年生が1,600円の増、それから、中学校では3年生で1,658円の減が、これが増減の最高数値となっております。

保護者負担の増減の要因は、一概で言えない点があると思いますが、一つは、合併協議の中で、先ほど説明いたしました日本スポーツ振興センターの掛金を半額負担していただくこととしました。そのため、小・中学校で年間460円、それから、幼稚園で162円の負担を願っているということが合併前と合併後では違っている点でございます。

2つ目には、社会見学費や、修学旅行費の増減があると考えております。見学先での入館料などで左右されております。この点で年によって数値が変わるということが考えられます。教育委員会といたしましても、保護者の皆さんにはできるだけ負担の軽減策をとっていきたいと思い、そのようにさせています。例えば修学旅行では、旧町では生徒一人当たり1,000円と2,000円とのばらばらであった補助金を2,000円に統一しております。また、芸術鑑賞の補助金も、1人800円と旧町からの補助金額を下げずに統一しています。したがって、それぞれ旧町時代と比べて、学校での教育活動にかかる教育費の負担がふえているとは一概には言い切れないと考えております。ただ、当地も同じように長引く不況の影響下で、保護者の皆さんの収入が目減りし、また、教育関係教材が値上げしつつあることも事実かと思っております。学校外での塾や習い事の費用も負担増加になっていることもあろうかと思っております。そういった背景も加えまして、私ども教育委員会としても、できる限り保護者の負担の増にならないよう学校行政を進めていく考えであるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 大変丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、第2回目の質問ということで、幾つか項目にわたって答弁も踏まえてお伺いしたいと思っております。

1つは、1点目のいわゆる低所得者対策、大きくいって、その教科の問題で、その中の1つ目、これは今、町長のお話にありましたように、かなり地方財政も含めて大変だという事態は状況もよくわかったわけですが、私は、ここでちょっと繰り返し私言っているんですが、財源がこういう事態になった最大の原因ですよね。これみんな一生懸命、みんな暮しを支援してきて、金がなくなっただけというのではないんですね。明らかにむだ遣いをやっているんです。国がむだ遣いのつげを地方交付税制度の三位一体とか何とかで地方にずっと転嫁してきたという経過があるわけで

すよね。はっきり言ってそうなんですよ。地方自治体の見直しとしてはなかなか言えない人もいますが、中には、地方自治体で自民の支持をしていた方なんかでも、きっぱりとそのことは言っているんですよ。国のむだ遣いのつけをどうして自治体が持たなきゃなんないんだということを言っているわけですね。私は認識としては、そういう人が言っているように、明らかに国のつけ回しを地方や国民の暮らしが支えている格好になっている。その犠牲になっているということを言わざるを得ないと思っています。

そこで、私はそのことを踏まえて、一般質問でもちょっと言いましたが、新たな財源として、消費税の増税問題が浮上してきているということですね。それは、社会保障の目的税化するというような性格で、自民党の税制調査会の大綱を出しました。今日新聞に出ていたようですが、その中では別にいつからするということはありませんが、近くそういう方向を色濃くなった大綱だというふうに思っています。改めて私は消費税問題が大きな問題になってくるだろうというふうに思っています。私は消費税については、できたときから基本的に一層不公正が始まる、不公平な税制だということをお願いしてきたわけですが、まだそのことは十分みんなの合意が、議員の中でもできなくて、それは平等なんだという人もいまして、私は簡単に言って、たくさん収入のある人が、ある買い物にしたものにかかる税ですから消費税は。明らかに貧乏の今話ありましたね、ワーキングプアの200万円以下の人、仮に200万の人が、同じものを買った場合ですよ、生活費、食費でもいいですよ、そのかける額はおのずと明らかです。収入の少ない人が大きな負担になるというのは、これはもういろいろな統計が出ていますよ。日本の生協連なんかデータも出しています。ですから、負担率は実質的な収入に対する負担率は非常に高いわけですから、低所得者は。ですから、これほど不公正な明確なことはないという点を述べておきたいということと。

それから、もう1点は、私はもう腹が立ってしょうがないのは、消費税ができてから、19年目です。18年間の中で、消費税が3%から5%に変わりました。国庫に入ったお金は188兆円です。この間に大企業なんかの法人税が、税率がどんどん下げられました。4度、5度と下げられています。その額を仮に従来どおり、19年前どおりだったとしたら、その額は減ったんですよ。158兆円もあるわけですよ。ほぼ85%が大企業なんかの法人税のために、減税によってそこに回ったということです。これほどばかにした制度はなくて、もっとあるんですそれもね、不公正なことはたくさんある。一言言っておきますが、輸出企業が特権的に今、制度上、特権的なメリットをいただいています。トヨタは、昨年度のいわゆるは7年ですから06年ですね、収支で見ますと、輸出戻し税という名目の税金を2,800億円も手にいれております。ですから、彼らはどんどん上がった方がいいんです。消費税も上がった方がいいんです。ですから、経団連の方もどんどん上げということを言っているんですね。その輸出戻し税をトップ10社だけで1兆円ですよ。1兆円ですよ10社で。全体で言いますといろいろな中小業者もそういう方ありますよね、輸出業者、合わせますと何と3兆円以上なんですよ、戻し税は。こんなことをほっといて、消費税率を上げたらいいなんていうのは、私は全く納得できないというふうに思っています。でもこれは踏み込んだ財源問題を述べましたが、1点目の質問の中身に戻ります。

私は本町でいえば、もちろんそういう認識をしっかり踏まえた上で、当然、当面するこのまちでどうするかという問題です。それは私、正直言って、一つは生活保護がこれほど厳しくなって

きているような水準ですよ。今、本町にだってきっと生活保護以下の所得の方はたくさんいるということは、当然想定できるわけですし、そういう方の生活再建のためにも、やっぱり身近に親身になっているいろいろな相談の機会に、滞納が問題になったら、そのときにはすぐにそういうことも話を引き出していくと、身近になって相談すると、そのことで生活再建と同時に、前にも言いましたよね、納税の促進につなげていくということが非常に大事なんです。そういう角度が大事ではないかということを行っているんです。これは私は各課共通した課題だと思うんですね。そういう姿勢をぜひ親身になって、住民の立場に立つということを実践していただきたいと思っています。これが一つ。

もう一つは、教育委員会の答弁は、ほぼ私も納得できる答弁でしたので、もう今の段階では言うことはありません。

それから、2つ目の問題ですね、多重債務の問題で、かなりこの間、弁護士会あたりからたくさんいろいろな相談窓口が設けられてやっているわけですが、この立場も基本的に、今言った相談の立場ですね、いわゆる低所得者対策と同じように、そういう姿勢で、やっぱり窓口へ来てくださいと、また飛んで行きますというこの住民への姿勢を貫いていただきたいというふうに思っています。

それから、先ほどもう一つは、町長が数字が若干違うような話がありました。多重債務の被害者の数の問題だと思うんですが、1,400万人というのは、今ちょっと手元に私自身ないんですが、被害者団体や、それから弁護士会なんかですね、政治見解とかいろいろなデータを見ますと、かなりのいろいろなまばらなんですが、数字は、1,400万円いうたらそのへんの一つです。ですから、1,400万人はかなり可能性としては高いというふうに私は思っています。そういうことですのでしてください。

それから、2つ目のテーマ、地域協議会の問題についてですが、私は今一生懸命町長が答弁された中身で、苦労なされているというのはよくわかるんですが、確かに、私は一筋縄ではいかないといいますが、住民の皆さんの合意、区の役員さんも含めたところでの合意というのが非常に大事だと思っています。ですから、ここが大切でなきゃいけないというふうに思うんですが、同時に、私は特にこの地域協議会と自治組織をどうつくっていくかというのは、前にも述べましたが、新しい時代を迎えているんですね。やっぱり住民の皆さんが声をあげて政治を変えていく、政治をつくっていくという新しいあれがあるんです。政治だけじゃなくてですよ、いろいろなまちづくりを進めていこうというのはね、政治が自民党のもとでだって変わっていくんですどんどん、変わってきているんです。ですから、その変えるうえでの大きな柱になるのが、私はこの問題だと思っています。そういう意味で、ぜひ地域協議会を新しい段階での時代に向けたまちづくりの大きな課題としてぜひ位置付けていただきたいというふうに思っています。

それから、さっき事前通告では、質問テーマでなかったんですが、今の今日の答弁でなくて結構ですが、予算編成方針というのをぜひいただけたらというふうに思っています。それ要請しておきます。

それから、あと、いわゆる地域バス、巡回バスというのか、地域バスというのかあれですが、ともかく公共交通の問題で、私昨日も課長に来ていただいて、出前講座を受けました。改めて感心をしています。それは私どもも要望しとったことですが、地域の中に入って、地域の皆さんの

声も聞きながら、それにできるだけ応じた形で運営をしていこうという話を聞きまして、改めてここで評価をしておきたいというふうに思っています。そうでなかったら、私は前にも言いましたように、住民の皆さんが一緒につくっていくということが、やっぱり遠い存在になってしまうので、ぜひそこは貫いていただきたいと思っています。

4つ目の問題は住宅改修の問題です。町長も答弁の中でおっしゃったので繰り返しません、少ない税金を有効に使うというこの角度からも、ぜひ住宅改修助成制度を早急に実施願いたいということを申しておきます。

それから、最後になりますが、農業問題についても非常に丁寧に答弁をいただきました。改めてそんな取り組みを頑張っているなということがわかりました。そこで、私は町長もそのことは全部わかっていることだと思うんですが、課長も知っていると思うんですが、答弁にもありました。私は改めて農業問題でびっくりしたというか、聞いてはおったんですが、断片的にちょっとあれだったので、こんな話を農家から聞いたんで、今年のこしひかり一等米の仮渡し価格は5,750円、30キ口、去年は7,250円、補填金を差引しても少なくとも1,000円はおちていると昨年よりも。問題は最高時よりも半値だということですね、この値段ということです。

それから、もう一つは、ここが私は非常に注目したんですが、話でね、農水省でさえ米の生産費用を計算しているんですが、それが1万6,820円だといいます。これは60キ口です。それも割っているんですね、結局、これさえ割っているわけですかおかしな話ですね。問題は、この中で算定した労賃です。労賃は2,046円です。農水省はですね。これは1時間当たりになると256円で、最低賃金の684円を時間当たり、割って約4割にしかならないと。政府自身が、農水省自身が、再賃制を反故にしていると、違法行為を認めているということになるわけですね。理屈は、おそろべきことだと。ですから、時間がありませんから、結論から言いますが、そういう実態を改めて私知りまして、もちろん部分、部分で聞いていたわけですが、大いにそのことは認識もはっきりしながら、頑張っていたきたいというふうに思っているんですが、農政のやっぱりほんまに根本的な転換がいると。私はね、当面できれば今、中山間地対策なんかをやられていますが、もっと所得保障、価格保障政策をきちっと強めていかなと、もう与謝野町の農業はもう持たなくなるんじゃないかというふうに思っています。そういう点でぜひ、農業は産業の中の産業だという位置付けもはっきりさせてぜひ頑張っていたきたいと思っています。今のところで答弁があればお答え願います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろと問題を提起していただいたんですけども、本当に地方は大変な状況で、またそこに住む住民の方たちも、こうした産業が今、農業の問題もありましたけれども、非常に生活そのものが大変な状況になっているということを重々承知はしておりますけれども、その中で、何とか知恵を出しながら、みんなが乗り越えていかなんという気持ちを新たに強くしているところがございます。そうした中で、今国会でも、昼休みにもちょっと見てみたけれども、独立行政法人なんかのむだ遣い、それらが結局はほかに回せるものが何か闇の中に消えてしまっているということ、あるいは一番頼りにしています社会保障の基盤でありますそうした年金問題も、とてもだれもが素直に今まで信じていたものが崩されたという不信感、そうしたものが

非常に出ておりますし、今年のキーワードと言いますか、言葉も偽という言葉が出ております。本当にまさしく何を信じていいかわからない、そういう状況ですけれども、何とかこの場を乗り越えていかなんというそうした思いだけは、だれにも負けないつもりでございますけれども、やはりそれには、町民の皆さんが一致協力して、いろいろな形でお互いの力を十二分に出して乗り越えていく方法しかない。そのためには、住民の皆さんのいろいろな合意形成、対話によるそうした中でのお互いの苦しみ、あるいは問題、そうしたものを手に、よく耳を開いて聞き、それを行動に移していける、そうしたお互いの信頼関係が国にないのなら、せめてこの町の中でも、そうした信頼関係が築けるような、そうしたまちづくりがしていきたいというふうに思っております。ばくつとした言い方でございますけれども、そうした信頼関係の築ける自分たちの身の丈にあった町政を続けていきたいと思っておりますし、それらに対して新年度予算ではできるだけそういう期待にこたえた形のところで、またどうしてもできないことはできないということをはっきり説明をさせていただいて、ご理解いただくような、そういう姿勢で新年度予算を迎えていきたいと、編成に向かっていきたいというふうに思っております。

先ほど、予算編成の方針をお聞かせくださいということで、もしあれでしたら、いつでも、一定のコピーをさせていただいたものを議員の皆さん方にお配りさせて、この会期中の中でお配りさせていただきたいというふうに思いますので、ご了承はいただきたいと思います。

しかし、いろいろな問題が山積しておりますけれども、待たなしの状況でございます。そうした意味で、議員の皆さん方にもいろいろとご不満な点は出てくるかと思っておりますけれども、お互いにこうした時期だからこそ、信頼関係を持った中で進めていける、そうした手法も知恵を借りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解が賜りたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

ただいま30分でございますので、45分まで休憩いたします。

（休憩 午後2時28分）

（再開 午後2時45分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

2番、畑山伸枝議員。

2 番（畠山伸枝） 日本共産党の畠山伸枝です。最後になりまして、お疲れのところだと思っておりますけれども、質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいいたします。

私は通告に従いまして、ごみ行政、焼却中心からの脱却をということでお尋ねをいたしたいと思っております。

今、ごみ処理のための自治体の負担は莫大な金額になっております。燃やしてごみの量を減らす焼却中心では、必ず灰が出ます。そのうえ、ダイオキシン類の発生などの問題もあります。大型焼却炉はごみの量を確保しなければならず、リサイクルでごみを減らす方向にも逆行するものと考えます。溶融炉につきましては、温暖化対策に逆行するものであり避けるべきだという考えであります。また、最終処分場の問題を考えるとき、今後のごみ行政は次のような考え方で進むべきではないでしょうか。一つは、現在行われております分別収集、やっとお年寄りの方もなれ

ていただいておりますので、そのまま当然続けなければならない。容器包装リサイクル法の関係もあります。その上で、ペットボトルやアルミ缶のようなものを、できるだけ買わない、つまり資源の浪費をしないことを住民と行政の共通の認識にする努力をしていく必要があると思います。その前提としては、国、府を通じてメーカー側にもコスト負担とデポジット制度などを申し入れるべきかと思えます。デポジット制度につきましては、よくご存じだとは思いますが、製品本来の価格に預かり金、預託金、これを上乗せして販売し、使用後には容器が戻されたとき、預かり金を消費者に返す仕組みで、本来はずっとビールやお酒など、おしょうゆもですけれども、長年これが当たり前として私たちはきました。このことがやはり大変重要だと思えます。アルミ缶なら業者が割に高く買い取ってくれるということになるのですが、これも一度しか使わないという点では、発生、抑制にはならないということで、リサイクルをされるとはいえ、感心することではないというふうに思っております。

特に、ペットボトルにつきましては、容器包装リサイクル法の成立とともに、生産量、廃棄量共に増加をしているということです。軽くて持ち運びに便利なものができたため、本来ビンに入っていたジュースなどの清涼飲料は、ほとんどがペットボトル入になり、またジュースはアルミ缶になりました。この法律ができた95年と2003年を比較すると、ペットボトルの生産量は3.1倍、廃棄量は1.6倍になっているということです。そのために自治体はさらなる困難を背負いこむことになった。空気を運んでいるという方もあります。そこで、4年間で廃棄されるごみの量を23%減らしたという名古屋市の職員は、名古屋市の市民の税金で負担している分が1キログラム当たり131円であるのに対して、事業者の負担は52円だというふうに言っておられます。そういうことで資源化を進めれば進めるほど、大きな財政負担を伴ってくる。いわゆる資源化貧乏になるということを訴えておられます。このようなことにならないために、デポジット制度は大変有効だと思えます。

名古屋市におかれましては、ただ資源化貧乏を嘆いているわけではなくて、それに対する対応もしておられるということで、国に対して容器包装リサイクル法の改善を強く求めておられます。名古屋市議会でも、2001年3月には容器包装リサイクル法の採択をして、収集、選別、保管にかかる経費を製造販売事業者の負担とする拡大生産者責任を徹底することなどを求めておりますし、2006年6月には循環型社会の形成に関する意見書を採択し、拡大生産者責任の考え方に基づき、デポジット制度等の経済的手法の活用も含めた発生抑制、再使用を促進する法制度を整備されるように要望しておられます。

次に、生ごみの堆肥化についてですが、循環型にすることが燃やすごみを減らす決め手ではないかと考えます。これは一言に生ごみの堆肥化、肥料するわけですがけれども、大変難しいことです。家庭の生ごみの堆肥化を実現した衛生組合が埼玉県にはあるわけですが、ここでは住民の要求が環境汚染が心配だから、焼却炉はできるだけ縮小してほしい、できればゼロにしてほしいという住民の要求があったわけで、そこでこの衛生組合の労働組合と住民が一緒になって運動を進めて、家庭ごみの分別収集、堆肥化が実現することになったということです。最初はモデル地域をつくって、ここでは2003年の1月から実証試験を行った。これが全体の25%で9,000世帯ということですので、大変な大きな世帯数があるわけですね。それを2007年からは全世帯に広げる計画だということで、ちょっと資料が古いんです。今、2007年ですの

で、もう始まっていると推測されます。ところで旧岩滝町では、生ごみ処理機を購入するときには、購入代金の2分の1、最高で3万円の補助金を出しておりましたが、肥料ができてもうちは畑がないんだという人や、肥料化するためには、その後ずっとチップのようなものを買わなければならない。そういうためにお金がかかる。電気代もいりますね。そういうことで、いろいろと問題があるんですけども、何事もできることからコツコツと、やるという地道に努力することが大事だと思います。今、与謝野町では最高で1万円の補助だと聞きましたが、その上利用者は頭うちというふうに見受けられますけれども、このようなものは一たん普及すると、あとはどうしても頭うちになるということは、一定仕方がないと思われるんですけども、今後もやはりまた生ごみ処理機を買おうかという方が出てくるかもしれませんので、こちらの方のPRもずうっとしていただきたいというふうに思います。そして、コンポストにつきましては、5,000円の補助があるということです。コンポストは畑とかに置きますので、割によく痛みますので、傷んだら何度でも買い換えられるように、よろしく補助金の方もお願いしたいと思います。

また、例えば学校の給食、それから、ホテルなど、食材を大量に使うところで、野菜くずなどを堆肥化することに協力していただくのはいかがかと思います。特に学校の場合には、環境教育になるのではないかと思いますので、これも考えていくといい問題ではないかなということ、これもちょっと提案をいたしたいと思います。これは本当に難しいんですね。

次は、使えるものを修理して使うという発想ですね。これ吹田市にあります資源リサイクルセンターくるくるプラザと書いているんですけども、舞鶴にもあるんですね、リサイクルプラザがあるということで、ちょっと舞鶴は見せていただけてないんですけど、くるくるプラザの方は見学に行きまして、自転車の修理、家具の修理、いろいろなものを修理しておられて、それをまた買いに来る方があるということで、大規模なものです。あれほど立派じゃなくていいんですけども、こういうものも将来的には考えた方がいいなと思うのと。先日の新聞に、リサイクルフリーマーケットで再利用するために、そういうごみの減量化を目的としたリサイクル、フリーマーケットが開かれたという記事が出ておりました。今、お母さんたちの間では、子ども服を交換するなんていうことは普通に行われており、交換することには抵抗はないという時代になっていると思います。こういうことを定期的にするというのも、有効な手段の一つかと思います。

それと、旧岩滝では、大型ごみの回収を行っていた時期がありました。年に2回、これは一定の場所を決めて、そして回収を行っていたわけですけども、そこへ持ってくる人があり、また使えるものがあるのではないかとということで、そこへ来て、いいものを持って帰られる方もありましたし、扇風機のようなものは、トラックで業者が回収に来るというようなことで、ちょっと現場がごった返して近所の方にとっては、かなり迷惑ではなかったかなというふうなことも考えるのですけれども、これも本当に有効であったと思います。今というか、合併する大分前に一定の役割を終えたという理由で回収しなくなったんですけども、今でもああいうことはした方がいいという声を聞いております。私も、やはり使えるものは使った方がいいなということは、本当に思います。

そして、最終処分場に行きますと、本当にいいものがたくさん持ち込んである、中にはまっさらなものもあります。このようなものでどんどん最終処分場が満杯になっていく、もちろんひど

いのは最終処分場行きと思われるようなものもあるわけですが、最終処分場が間もなく、何年後かは満杯になるということで、今度、最終処分場を建設しようといってもなかなか場所が得られないわけですから、この使える資源を最大限活用するというのを真剣に考えて、最終処分場をできるだけ満杯にならないような努力をしていくことが、これも大事なことだと考えております。

最後に、大型溶融炉ですけれども、灰溶融炉、ガス化溶融炉などがありますが、事故が大変多いことをまず指摘しておきたいと思います。それと、建設費が大体約100億円という莫大なものです。このようなものが事故を起こしたら本当に取り返しがつかない、こういうことになっておりますので、ぜひぜひこれは考えていただきたいと。事故の数々を申し上げますと、2002年1月には東海市の灰溶融炉が爆発事故、11月には青森県むつ市のガス化溶融炉、2002年から2003年にかけて出雲市エネルギーセンターで引き渡しを2002年に引き渡しの予定が、これはトラブルを起こして翌年の10月になってしまったということで、ごみがあふれて大変なことになったという事態にもなっております。また、2004年1月の青島と読むんだと思うんですが、ここのプラントで爆発事故、同じく静岡県沼津市で爆発事故、この事故は完成後わずか3か月後に起こっているそうです。死傷者が出なかったのが不思議なくらいの重大事故だったということです。兵庫県の高砂市美化センターでは、2003年4月から稼働後1年半で火災事故をはじめ23回にも及ぶトラブルが発生したということです。文教厚生委員会でも、視察をしましたい川龍クリーンセンターは、ここは本当に事故がないという溶融炉でしたが、ここも建設費は103億という大変な建設費でした。ダイオキシンは絶対に出ないというふうにお聞きしたわけですが、平成9年の2月の検査で0.015ナノグラム、1立米当たりですね。10年には0.03ナノグラムと2倍になっているということで、これが古くなればなるほど多くなる可能性もあるのではないかと思います。そして、焼却灰は出なくてスラグになるわけですが、バグフィルターには煤塵が付着するなど、その付着した煤塵は、大阪湾の管理型処分場フェニックスというところに埋立しているということです。

また、スラグにつきましては、スラグ自体が、そのときの溶融炉の違いや、減量になるごみの成分の違いで、できるスラグの性質が安定しないということで、基盤剤といっても用途がない場合がある。折角できたスラグが売れないというような事態も起こっているところがあるようです。夢のようなガス溶融炉という触れ込みなんです、何でも燃えてね。だけでも、そこにはこういう問題があるということも指摘しておきたいと思います。

しかし、焼却炉の建設はどうしても必要だということは明白な事実であります。これは避けて通ることができないと考えております。どのような形になるとしても、基本計画の段階から、住民にも公表してごみの減量計画、資源化の数値目標、広域での協力や、国、府への働きかけなどが大切になってくると思います。いずれにしても、住民の協力と行政の熱意なしにはごみを減らすということとはできないことばかりですが、将来的にはそのような方向、ゴミゼロ宣言とまでいかなくても、ごみを最大限無くす方向に向かうべきではないかと考えますが、町長のご見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 畠山議員からのご質問にお答えいたします。

ごみ行政、焼却中心からの脱却をとのことでございますが、今後ますます地球規模で環境問題が深刻化する中、住民、企業、行政が地球の置かれている現状をよく認識し、それぞれの立場で適正生産、適正消費、最小配置の循環型社会に向け努力をしなければならないというふうにご考えており、地球温暖化対策や、環境問題にかかる基本的なスタンスにつきましては、畠山議員さんと同じであるというふうにご考えております。

なお、冒頭の溶融炉の件につきましては、温暖化対策に逆行するもので避けるべきとのご意見でございますが、昨日の上山議員の一般質問でも答弁いたしましたように、今後新しい清掃工場の建設に向けて具体的な資料をもとに、2市2町で協議を進めようとしている段階ですので、溶融炉の是非についての判断材料を持ちえていないのが現状です。ただ新工場がどのような焼却炉になろうと、ご指摘のように住民の皆さんに大変なご協力をいただき到達いたしました現在のごみ分別と減量化、資源化を後退させることなく、より一層進め、焼却しか処理できないごみのみを焼却することが基本であるというふうにご考えております。今後のごみ行政の推進策として、1点目の資源の浪費をしないということをご住民と行政の共通認識にする努力の前提として、国、府を通じてメーカー側にもコスト負担と、デポジット制の導入を申し入れるべきとのご提案でございますが、ごみの減量と環境型社会の構築を図る手段として、使用済の製品の処理費用を事業者負担と、製品価格への内部化を図る拡大生産者責任、要するにEPR制度や、製品価格に一定金額のデポジット、これは預託金を上乗せして販売し、製品や用品が使用後に返却されたときに預託金を返却する制度等は、欧米など多くの国で導入され、大幅なごみの減量等に多くの効果が実証をされております。日本では、平成12年6月に循環型社会形成推進法が制定され、循環型社会を目指した取り組みがますます重要になってきておりますが、法律には必要性が盛り込まれたに過ぎません。先ほどの制度を導入するということは、ごみの発生抑制と、不法投棄防止につながるものであり、循環型社会を推し進めるための重要施策だと考えております。

このことにつきましては、多くの地方議会でも、国に対して要望をあげておりますが、本町としましても、あらゆる機会を通じて要望してまいりたいというふうにご考えております。

次に、生ごみの堆肥化などにより、資源の循環を図ることがごみの減量の決め手ということでございますが、本年の6月定例会で勢旗議員の一般質問でも申し上げましたように、家畜排泄物や、食品残さ、未使用木材等、地域にあるバイオマス資材を把握し、有効に活用する計画を自治体が作成し推進するバイオマス構想との関連がございます。この構想は、与謝野町にとっても重要な課題と認識しておりますので、早い時期に構想策定したいと考えておりますが、当面は生ごみ処理機の補助制度を活用いただく等、ごみの減量化にご協力いただきたいというふうにご考えております。

次に、使えるものの再利用するためのリサイクルセンターや、フリーマーケットの件でございますが、各処分場ではだれが見ても見えそうな家具等が持ちこまれ、ごみとして処分をされております。本町におきましても、与謝野町総合計画の中で、住民、企業、行政の協働のもとに、温室効果ガス排出の抑制や、循環型社会の形成に向けた環境3R、もしくは4R、リデュース、ごみを減らす、リユース、再利用する、リサイクル再資源化するともう一つ、リヒューズこれはご

みを断るといふか、そうしたこれはリデュースと同じような意味があるんですけども、そうした取り組みを進めていく必要性をうたっておりますので、新清掃工場の建設や最終処分場を整備する中で、リサイクルセンター等につきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

そのほか、いろいろと具体的なお質問がございましたけれども、やはりこれは基本的には住民の協力と行政の取り組む姿勢によって大きく変わるものだというふうに思いますので、ただいま述べましたような姿勢で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、畠山議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ご答弁いただきまして、大体考えていたような答弁をいただいたと思っております。加古川市では、今言われた4アール、リヒューズ、リデュース、リユース、リサイクルとあるわけですけども、それにリペアというのがあって、このリペアというのは修理して使うというのがリペアというのだそうです。この5Rを主体とした取り組みを進めるといふふうになっております。このリヒューズというのが最近わりにこのレジ袋をもらわないとか、包装を断るとかいう程度ではあるわけですけども、それ以上に断るものが何かあるかなといういろいろ考えているわけですけども、ごみを出さないためには断るといふことも大変有効、そして、修理して使うことはもっと有効で、日本は本来ものすごいリペア、修理して使うとかいうことは行われてきたんですよ。それが、最近、衣類も無茶苦茶に安くなり、ペットボトルでも安いというのが一つはあると思います。先ほどデポジット制度のことも、町長も言われましたけれども、上乘せして、デポジット制度にもっていくということは、本当に大変有効なことですので、国がいろいろとまた決めてくるのもありますけれども、ぜひともその取り組みをしていきたい、いただきたいと思っております。

それでその方法というか、やはりまだリサイクルが行き届いたとはいえ、分けるのが大変だとか、これはもうどっちにしたらいいだろうとか、今回は袋置いて行かれてしまっただけでえらいこっちゃとかね、いろいろと問題があるわけですよ。それを住民みんながみんなの問題としていくということが難しいことだと思うんですけども、とにかく私たち議員は後何年でその最終処分場がいっぱいになるとかね、議会でたびたび話題になるわけですけども、一般の人たちにとっては目の前からごみが消えたら、それで解決なんですよ。目の前から消えたら解決という感覚を脱却してもらわないと事は前に進まないというふうに、私はいつも思うんです。だから、そのためには、余計なものを買わない、缶のビールもビンのビールにすればよいわけで、そういうことをどんどん、もうちょっと自分の中で変革、変えていかないとわからないことですので、そういう意味で、いろいろな町民に向けてのごみ問題での懇談会みたいなこととか、それから、生ごみ処理機をもっと使ってほしいというあれがあったんですけども、うちでも使っているんですけど、うまいこと肥料ができます。できますけど、結構、確かにお金かかるんですよ。だけれども、大事なことなんだということを認識してもらう方法をこれから模索していかなければならないと思うんですけど、何か、このPRの方法というか、いい方法は考えてはもらえないでしょうか。もう一度お尋ねをします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした問題こそ住民の方の力が必要なことでありまして、例えば生ごみでも出す前に、ぬれた水気を絞ってもらって出すだけでもごみの量は、目方でいきますので、水を運ぶようなことのないように、それをしてもらう、あるいは水切りをきちっとしてもらっただけでも、与謝野町の負担しますごみの焼却の分担金とか、それは減るわけですから、やっぱりそういう意識を持っていただくような取り組みが必要かなというふうに思いますし、ごみの出し方等につきましても、やはり隣組同士で、やっぱりわからないおばあちゃんやおじいちゃんもおられます。そうした方については、地域でやはり目をかけてしていただくなり、指導していただくなりしていただけたらなと思いますし、今年だったかな、地域懇談会に各地区回りましたときに、与謝区で地域懇談会のあと、庁の職員から出前講座でごみの出し方を教えてほしいというようなそういう機会をとらえて説明させてもらったこともありますし、庁の方からはどんなグループでも、隣組でもいいですし、学校単位でもいいですし、そういう機会がありましたら、やっぱりごみのそうした出し入れをしてられない方には特に知っていただくような機会がぜひつくっていただけたら、いつでも説明にまいますので、そうしたことで一人でも多くの方がごみの問題が、いろいろな税と申しますか、そういう歳出につながっていくんだという認識を持っていただく、始末していただく、もったいないという精神を持っていただくことが大事かなと思います。

また、それぞれの団体、例えば婦人会あたりでも、そのごみの指導はもちろんですけども、風呂敷を使って、いらぬ袋をもらわずにいろんなものをくるむ、そうした講習会もしておられます。楽しみながらそうしたむだなものを持ち込まない、そうしたこともやっておられます。ですから、いろいろな小さい地道な積み重ねが、塵も積もれば山となるではないですけども、そうした積み重ねがごみの量を減らしていく大事なことになるんだと思いますし、そうしたことを伝えていく、啓発していく、そうした機会づくり、またそうしたことを伝えていただく人を育てるといったらオーバーですけども、中心になっていただくような方の指導について、やはり行政の方も協力をさせていただきたいと思いますので、ぜひそうしたことを畠山議員さんの方からも、いろいろなほかの議員さんもちろんですけども、いろいろな場面でぜひお伝えいただけたらなというふうに思います。

先ほど、学校給食の残さの肥料化なんかのこともありました。与謝野町になりまして給食センターがありますので、過去の野田川時代に、そのことについても検討いたしましたけれども、どうしても給食の残さというのは、調味料が入っていたり、味付けがついておりますので、塩分があつたりということで、それを肥料化してもなかなか肥料としては余り適切じゃない、そしてもう一つ困ったなと思っておりますのが、し尿処理施設から出ます残さといいますが、それを肥料化をして、ひまわりだとか、そういうところに使っていただくこう思いましたけれども、どうしても余分な薬品等、それぞれの家庭でトイレの掃除されるときに混ざっておりますいろいろな薬品等がありまして、食べ物をつくる畑にまくというようなことには適さないということになりまして、お花だとか、口に運ぶものでない限りは、そんなに大きな問題はないんですけども、そんなこともありまして、なかなかそうしたものを活用して肥料にということについては、非常に難しい、またこれ問題もありますので、とはいうものの有効な手だてと言いますか、利用法をやはり知恵を出して考えていく必要があるかなと思いますし、今、いろいろな意味で、溶融炉にかわるような炉の開発もされております。金額的にどうなのか、ちょっと私もその辺は調べてお

りませんけれども、いろいろな方法が検討されておりまして、やはりそれらも研究した上で、新しい最終処分場、あるいは焼却施設をつくる時に、どうすればいいかということも含めて、できるだけ早い取り組みをさせたいというふうに思っています。その前段には、やはり先ほど言いましたようなバイオスタウンの計画等の策定も必須になってまいりますので、それらについてもぜひ取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 大体わかりました。

焼却炉につきましては、これからの研究課題ということですので、十分に研究していただいて、事故のない安全な運営というか、運転を全部丸投げでよその会社にやっていただくというのではなく、できれば組合できちっと管理していけるような、今までのクリーンセンターですか、宮津・・・もありましたね、焼却あそこのような形態が望ましいかなと思いますけれども、十分にご検討いただきたいと思います。

そして、地道にこつこつという意味では、一般家庭はもちろんなんですけど、役場や公共施設での役割も大きいと思うので、再生紙を使っていただく。お知らせ版や、役場で使う書類ですね、またトイレットペーパーも再生紙を使っていただくと。それから、会議ではペットボトル入のお茶を使われることがこのごろ大変多いんですけれども、できるだけ使わない努力が必要だかと思うんです。テレビを見ておりますと、立派な人たちが会議をされる時に、ペットボトルが席にずらっと並んでいるのを見るたびに、またここでペットボトルがたくさん出されるんだと思って大変気になるんですけれども、当町ではぜひそういうことのないようお願いをしておきたいと思っております。

それと最後に廃品回収なんですけれども、与謝野町でも補助金を出してやっているわけなんですけれども、最近、中学校とか子供会とか、共同作業所などがされるんですけれども、以前と比べてちょっと減っているような気がするんですけれども、そうでもないのかちょっとお尋ねをしたいのと。

これに出ていますまちでは、今、岩手県なんですけれども、資源回収に補助金を出すわけなんですけど、繊維や古紙には1キログラム当たり3円から5円、ビール瓶や一升瓶には1本当たり2円の助成を行って、2003年度は76の団体に総額347万円の補助金を出したと。そして、この資源回収によるごみの減量で、町のごみ処理負担金が1,600万円も減ったということなんですけど、これはものすごいことだなと思ってみんながこんなふうになるとは思わないんですけれども、こういうふうに古紙回収したりすることで、やはりごみにかかる費用というのが、少しでも減るものであれば、こういうこともどんどん今後奨励していただく方法も一つあると思いますので、それをちょっとお尋ねして最後の質問とします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） まず、ペットボトル、ご指摘のように、このごろときどき使っていますので、心して職員がお互いに入れて飲む、また飲みたい人が飲むという形にぜひこの機会を持ちまして、そういう方向で進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、廃品回収の件ですけれども、補助制度は前と各町と同じように持っております。ただ、そういう回収が結構徹底的にされるようになってきますと、さて出そうと思うときに、結構きれいに処分していますので、なかつたりということでは確かにある団体によっては、前もってお

知らせをしていただいていますので、それに合わせてためて出すというような地域によってはそういう努力をしておられるところもありますので、できるだけそういう皆さんの手でごみを少なくしていくという取り組みについては、今後も進めていきたいと思えます。ただ、私ちょっとショックだったのが、今再生紙を気張って、町も高いのを買ってやってみましたけども、再生紙が全体の中から見ると、確かにごみの量が減るということですが、それを新たな紙にするためには、今度は反対に地球に対して、地球温暖化の非常に負荷がかかって、地球に負荷がかかるというようなこともありますので、やっぱり一部分だけ見ているだけではあれですので、やはり全体の中でどう回していくか、どうすれば地球に負荷がかからないかという、そういう観点が必要かなと。あるまちでは、ごみゼロ作戦ということで取り組んでおられましたけれども、ご自分のまちの中にはごみはなくなるんですけど、結局それがどこかのまちへ行って処理をされているという、そういうこともありますので、なかなかこのごみ問題は、奥が深くて難しいんですけども、それらのことも研究をし、できるだけ本来の目的であります地球に負荷のかからない、温暖化を防止するような形、それと財政のことも含めまして、今後の取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

2 番（畠山伸枝） はい、ありがとうございました。

終わります。

議長（糸井満雄） これで畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は明日12月14日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。ご苦労さまでした。

なお、このあと、文教厚生常任委員会が開催される予定でございますので、委員の皆さんは委員会室の方にご参集ください。

大変ご苦労さんでした。

（散会 午後3時27分）